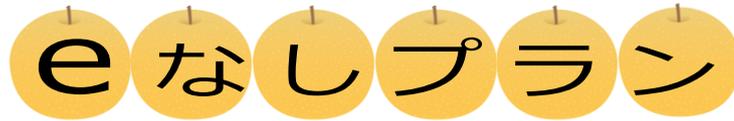


白井市教育振興基本計画

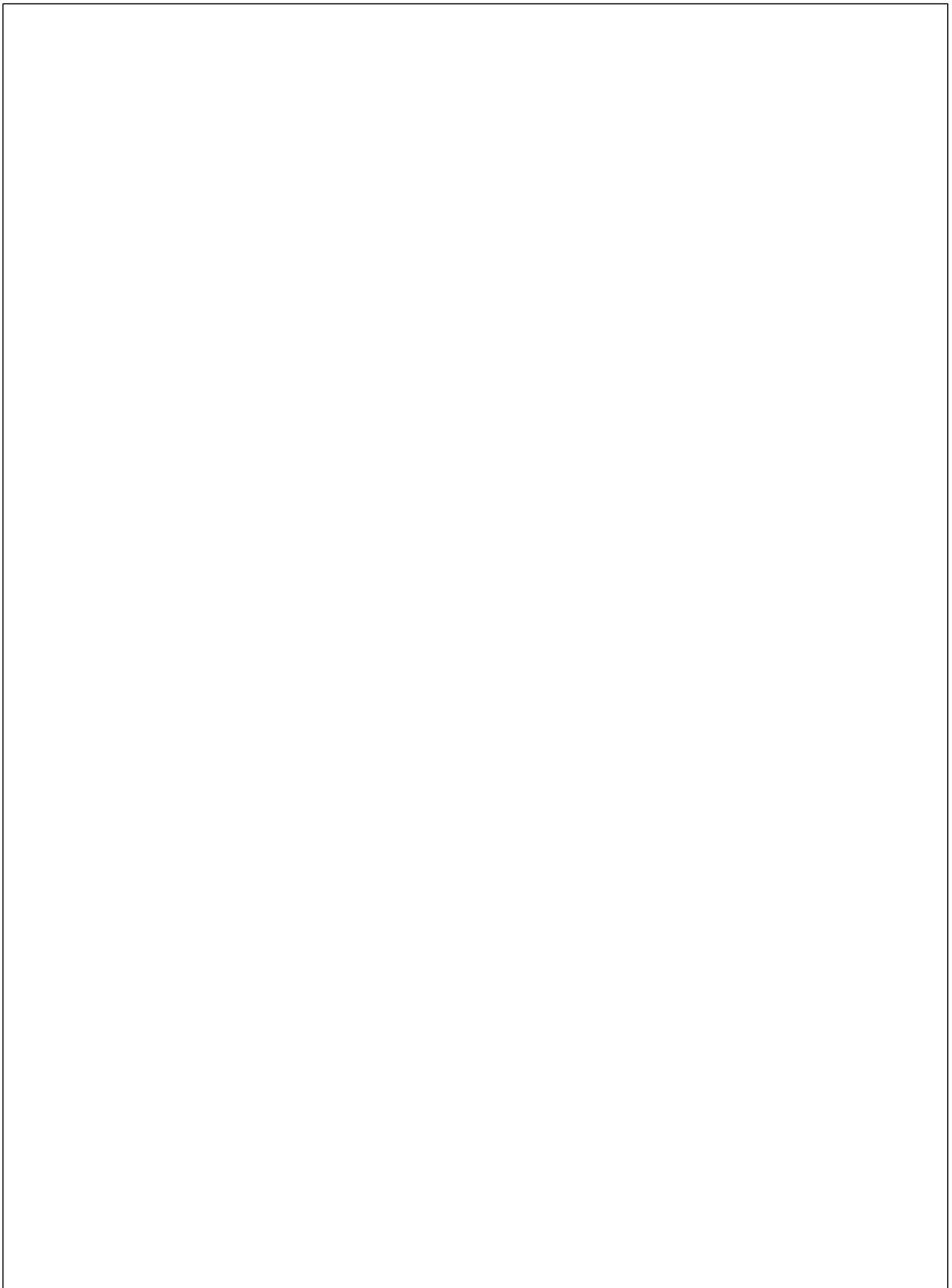


(素案)

令和3年4月

白井市教育委員会

は じ め に



白井市教育委員会教育長 井上 功

目 次

第1章 計画策定の前提

| | | |
|---|---------|---|
| 1 | 計画策定の趣旨 | 2 |
| 2 | 計画の位置付け | |
| 3 | 計画の期間 | |
| 4 | 計画の基本理念 | 3 |
| 5 | 計画の基本方針 | |
| 6 | 計画の構成 | |
| 7 | 計画の体系 | 4 |
| 8 | 計画策定の工程 | 5 |

第2章 計画の方針と施策

基本方針 I 【学校教育】育てます。未来を生き抜く力

方針1 確かな学力の育成

| | | |
|-------|----------------------------------|----|
| 施策(1) | 「主体的・対話的で深い学び」を進め、学力向上を図る取り組みの推進 | 8 |
| 施策(2) | 個に応じたきめ細かな指導・支援の充実 | 10 |
| 施策(3) | 外国語によるコミュニケーション活動の充実 | 12 |

方針2 豊かな心の育成

| | | |
|-------|--------------------|----|
| 施策(1) | 「考え、議論する道徳」の授業の推進 | 14 |
| 施策(2) | 豊かな人間関係を育む学級づくりの推進 | 16 |
| 施策(3) | いじめ防止対策の推進 | 18 |

方針3 健やかな体の育成

| | | |
|-------|----------------|----|
| 施策(1) | 体力向上を図る取り組みの推進 | 20 |
| 施策(2) | 学校保健・学校安全の推進 | 22 |
| 施策(3) | 学校給食の充実と食育の推進 | 24 |

方針4 特別支援教育の推進

| | | |
|-------|---------------------------|----|
| 施策(1) | 一人ひとりの教育的ニーズに応じた特別支援教育の推進 | 26 |
|-------|---------------------------|----|

方針5 多様な教育的ニーズへの対応

| | | |
|-------|----------------------|----|
| 施策(1) | キャリア教育の充実 | 28 |
| 施策(2) | 不登校の児童生徒への支援の充実 | 30 |
| 施策(3) | 教育相談の充実 | 32 |
| 施策(4) | グローバル社会で活躍できる人材の育成 | 34 |
| 施策(5) | 日本語指導が必要な児童生徒への支援の充実 | 36 |

| | | |
|--------------------------------|-------------------------|-----|
| 方針 6 | 学校の ICT 化 | |
| 施策(1) | 授業等における ICT 化・オンライン化の推進 | 3 8 |
| 施策(2) | 教職員校務の ICT 化の推進 | 4 0 |
| 方針 7 | 読書活動の推進 | |
| 施策(1) | 学校図書館の機能の充実 | 4 2 |
| 方針 8 | 教職員の育成 | |
| 施策(1) | 教職員研修への支援の充実 | 4 4 |
| 施策(2) | 教職員の職場環境の整備・充実 | 4 6 |
| 方針 9 | 特色ある学校づくり | |
| 施策(1) | 地域との連携・協働の推進 | 4 8 |
| 施策(2) | 小中連携教育の推 | 5 0 |
| 方針 10 | 安全・安心な学校づくり | |
| 施策(1) | 安全・安心な教育環境の整備・充実 | 5 2 |
| 基本方針Ⅱ【家庭教育】支えます。子どもの笑顔 | | |
| 方針 1 | 子育ての悩みへの支援 | |
| 施策(1) | 家庭教育支援体制の強化 | 5 4 |
| 方針 2 | 子育ての学びへの支援 | |
| 施策(1) | 親を応援する学習機会や情報の提供 | 5 6 |
| 基本方針Ⅲ【社会教育】結びます。人と地域と学び | | |
| 方針 1 | 学びの拠点づくり | |
| 施策(1) | 地域に密着した多様な学習機会の提供 | 5 8 |
| 方針 2 | 人と地域を結ぶ拠点づくり | |
| 施策(1) | 地域交流の場の提供 | 6 0 |
| 基本方針Ⅳ【生涯学習】応援します。みんなの学び | | |
| 方針 1 | 子どもの放課後の学びづくり | |
| 施策(1) | 子どもの安心・安全な居場所づくり | 6 2 |
| 方針 2 | 生涯学習の推進 | |
| 施策(1) | 生涯を通じて学べる場の提供 | 6 4 |
| 施策(2) | 図書館サービスの充実 | 6 6 |
| 施策(3) | 天文や宇宙の学習・理解の場の充実 | 6 8 |
| 方針 3 | スポーツの推進 | |
| 施策(1) | 生涯にわたるスポーツの普及・推進 | 7 0 |

方針4 文化・芸術の振興

施策(1) 市民の文化芸術活動の支援 72

施策(2) 文化・芸術の鑑賞機会及び発表の場の提供 74

方針5 歴史・文化財の保護・情報発信

施策(1) 文化財の保護・調査の推進 76

施策(2) 郷土史の発信と継承 78

P3 学校教育の3つのプロジェクト 80

P2 教育施設の2つの課題 81

第3章 計画の推進と進行管理

1 計画の推進体制 84

2 計画の進行管理

3 計画の指標 85

第4章 計画に込められた思い

「白井の教育」に対する思い、お考え、ご要望など、いろいろな立場の方や市民を代表する皆さんの声を掲載

市長

教育委員

教育部長

校長会長

教頭会長

教諭代表

市PTA連絡協議会会長

生涯学習関係団体代表

文化センター関係団体代表

. . . 等

資料

1 計画策定の行程

2 資料等

第1章

計画の前提

1 計画策定の趣旨

本計画は、「教育基本法第17条第2項」（平成18年12月22日法律第120号）に定める「地方公共団体における教育振興のための施策に関する基本的な計画」にあたるもので、今後5年間で進める白井の教育の方針や施策、主な取り組みを定めています。

2 計画の位置づけ

本計画は、国の「教育振興基本計画」、及び、県の「第3期千葉県教育振興基本計画：次世代へ光り輝く『教育立県ちば』プラン」等を参酌し、「白井市教育大綱」の基本理念、及び、基本方針に基づき策定されています。

3 計画の期間

本計画の期間は、「白井市第5次総合計画：後期基本計画」、及び、「白井市教育大綱」の期間と同様の令和3年4月1日から令和8年3月31日までとしています。

なお、本計画は、この期間内においても、社会動向の変化や法制度の改正等により、見直し変更する場合があります。

| 平成/令和 | 28 | 29 | 30 | 31 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 |
|----------------|----|----|----|----|---|---|---|---|---|---|
| 白井市第5次総合計画基本構想 | | | | | | | | | | |
| 前期基本計画 | | | | | | | | | | |
| 後期基本計画 | | | | | | | | | | |
| 白井市教育大綱 | | | | | | | | | | |
| 【国】第2期教育振興基本計画 | | | | | | | | | | |
| 【県】教育振興基本計画 | | | | | | | | | | |
| 【国】学習指導要領（小） | | | | | | | | | | |
| 【国】学習指導要領（中） | | | | | | | | | | |
| 白井市教育振興基本計画 | | | | | | | | | | |

4 計画の基本理念 @「白井市教育大綱」



5 計画の基本方針 @「白井市教育大綱」

- I **学** 学校教育 育てます。未来を生き抜く力
- II **家** 家庭教育 支えます。子どもの笑顔
- III **社** 社会教育 結びます。人と地域と学び
- IV **生** 生涯学習 応援します。みんなの学び

6 計画の構成

| | 基本方針 | 方針 | 施策 | 主な取り組み |
|------|------|----|----|--------|
| 学校教育 | 1 | 10 | 23 | 31 |
| 家庭教育 | 1 | 2 | 2 | 2 |
| 社会教育 | 1 | 2 | 2 | 2 |
| 生涯学習 | 1 | 5 | 9 | 18 |

7 計画の体系

基本方針 I 【学校教育】 育てます。未来を生き抜く力

方針

施策

主な取り組み

| | | |
|-----------------|--------------------------------------|--|
| 1 確かな学力の育成 | (1) 「主体的・対話的で深い学び」を進め、学力向上を図る取り組みの推進 | ① 意欲を高める学びの創造プロジェクト※ ② 教育課題調査研究事業（学習振り返り調査） ③ 学校支援アドバイザー（学力）の活用※ |
| | (2) 個に応じたきめ細かな指導・支援の充実 | ① 補助教員配置事業 |
| | (3) 外国語によるコミュニケーション活動の充実 | ① A L T 配置事業 |
| 2 豊かな心の育成 | (1) 「考え、議論する道徳」の授業の推進 | ① 授業研究会の実施※ |
| | (2) 豊かな人間関係を育む学級づくりの推進 | ① 教育課題調査研究事業（Q-U 調査） |
| | (3) いじめ防止対策の推進 | ① いじめ対策調査会事業※ |
| 3 健やかな体の育成 | (1) 体力向上を図る取り組みの推進 | ① 意欲を高める体育活動の創造プロジェクト※ ② 教育課題調査研究事業（新体力テスト） ③ 学校支援アドバイザー（体育）の活用※ |
| | (2) 学校保健・学校安全の推進 | ① 保健・安全教育の充実と管理の徹底※ |
| | (3) 学校給食の充実と食育の推進 | ① 小中学生の栄養指導事業 |
| 4 特別支援教育の推進 | (1) 一人ひとりの教育的ニーズに応じた特別支援教育の推進 | ① 特別支援教育事業 |
| 5 多様な教育的ニーズへの対応 | (1) キャリア教育の充実 | ① 地域人材活用事業 |
| | (2) 不登校の児童生徒への支援の充実 | ① 適応指導教室事業 |
| | (3) 教育相談の充実 | ① 教育相談事業 |
| | (4) グローバル社会で活躍できる人材の育成 | ① 青少年国際交流事業 |
| | (5) 日本語指導が必要な児童生徒への支援の充実 | ① 補助教員配置事業（日本語指導） |
| 6 学校のICT化 | (1) 授業等での ICT 化・オンライン化の推進 | ① 教育の情報化推進事業 ② 授業での ICT 活用プロジェクト※ ③ 学校支援アドバイザー（ICT）の活用※ |
| | (2) 教職員校務の ICT 化の推進 | ① 校務支援システムの有効活用※ |
| 7 読書活動の推進 | (1) 学校図書館の機能の充実 | ① 補助教員配置事業（読書活動推進） |
| 8 教職員の育成 | (1) 教職員研修への支援の充実 | ① 教育課題調査研究事業（教職員研修） |
| | (2) 教職員の職場環境の整備・充実 | ① 教職員の働き方改革の推進※ |
| 9 特色ある学校づくり | (1) 地域との連携・協働の推進 | ① コミュニティ・スクールの調査・研究、導入※ |
| | (2) 小中連携教育の推進 | ① 小中一貫教育・義務教育学校の調査・研究※ |

※は、「白井市第5次総合計画：後期実施計画」事業外

| 方針 | 施策 | 主な取り組み |
|----------------------------------|-------------------------|--|
| 10 安全・安心な学校づくり | (1) 安全・安心な教育環境の整備・充実 | ① 小中学校教育環境向上事業 ② 小中学校施設改修等事業 ③ 学校安全対策事業 |
| 基本方針Ⅱ 【家庭教育】 支えます。子どもの笑顔 | | |
| 1 子育ての悩みへの支援 | (1) 家庭教育支援体制の強化 | ① 家庭教育のサポーター育成※ |
| 2 子育ての学びへの支援 | (1) 親を応援する学習機会や情報の提供 | ① 家庭教育事業 |
| 基本方針Ⅲ 【社会教育】 結びます。人と地域と学び | | |
| 1 学びの拠点づくり | (1) 地域に密着した多様な学習機会の提供 | ① 公民館活動の充実※ |
| 2 人と地域を結ぶ学びづくり | (1) 地域交流の場の提供 | ① 社会教育環境の整備※ |
| 基本方針Ⅳ 【生涯学習】 応援します。みんなの学び | | |
| 1 子どもの放課後の学びづくり | (1) 子どもの安心・安全な居場所づくり | ① 放課後子ども教室事業 |
| 2 生涯学習の推進 | (1) 生涯を通じて学べる場の提供 | ① 市民大学校事業 ② 立春式事業 |
| | (2) 図書館サービスの充実 | ① 図書館サービス推進事業 ② 図書館資料整備事業 |
| | (3) 天文や宇宙の学習・理解の場の充実 | ① プラネタリウム館運営事業 |
| 3 スポーツの推進 | (1) 生涯にわたるスポーツの普及・推進 | ① 総合型地域スポーツクラブ支援事業 ② 各種スポーツ大会開催事業 |
| 4 文化・芸術の振興 | (1) 市民の文化芸術活動の支援 | ① 文化を支える人材育成事業 ② 市民文化祭開催事業 |
| | (2) 文化・芸術の鑑賞機会及び発表の場の提供 | ① 文化会館管理運営事業※ ② 文化会館自主事業運営事業 |
| 5 歴史・文化財の保護・情報発信 | (1) 文化財の保護・調査の推進 | ① 文化財保護・周知事業 ② 文化財調査事業 ③ 埋蔵文化財・文化財記録・保護事業 ④ 市史編さん事業 |
| | (2) 郷土史の発信と継承 | ① 郷土資料館展示・教育普及事業 ② 市民学芸スタッフ古文書修補活動事業 |

8 計画策定の工程

| 年 月 | 教育委員会議 | 事務局 |
|--------|------------------------------------|---|
| H31.4月 | | アンケート設計 アンケート調査 アンケート結果分析 課題抽出 |
| 5月 | | |
| 6月 | | |
| 7月 | 第1回総合教育会議 | |
| 8月 | | |
| 9月 | | 「計画の素案」：作成 |
| 10月 | | |
| 11月 | | |
| 12月 | | |
| R2.1月 | | |
| 2月 | 第2回総合教育会議 | 附属機関等へ「計画の素案」：提示 「計画の素案」：修正 「計画の素案」：再提示 |
| 3月 | | |
| 4月 | | |
| 5月 | 「計画の体系」：協議 | |
| 6月 | | |
| 7月 | 「家庭教育」「社会教育」「生涯学習」：協議 第1回総合教育会議 | |
| 8月 | 「学校教育」：協議 | 「パブリックコメント」：実施結果整理 |
| 9月 | | |
| 10月 | | |
| 11月 | | |
| 12月 | 「計画の素案」：協議 第2回総合教育会議 | |
| R3.1月 | 「パブリックコメント」：受諾・協議 「計画の素案」：協議 | 原稿依頼・最終調整 |
| 2月 | 最終協議 | |
| 3月 | 「計画」：策定 | |
| 4月 | 「計画」：施行 | |

第2章

計画の方針と施策

基本方針 I 学校教育▷方針 1 確かな学力の育成

▷施策 (1) 「主体的・対話的で深い学び」を進め、学力向上を図る取り組みの推進

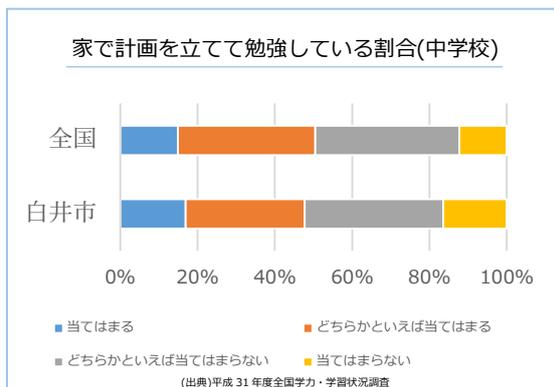
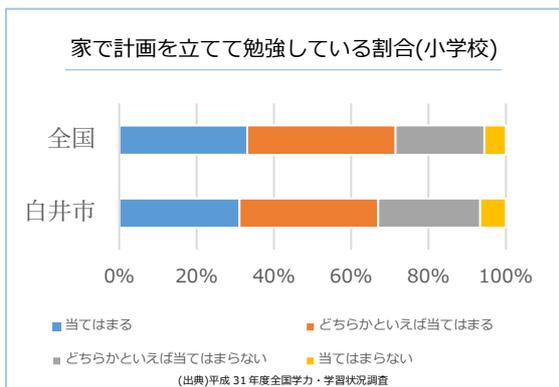
1 現 状

小学校では令和2年度から、中学校では令和3年度から全面実施される「学習指導要領」※¹では、「主体的・対話的で深い学び」の視点を踏まえた授業改善を求めています。

教育委員会では、これまで教職員の指導力向上を図るため、市内小中学校の中から「学力向上推進モデル校」を指定し、指導方法等を研究しています。また、各学校でも実態に応じて学力向上に向けた取り組みを行っています。令和2年度からは、主体的な学習の促進に向け、児童生徒が自らの学習を振り返ることができる「学習振り返り調査（通称）Re:ナビ」を採用し、全校で取り組んでいます。

また、教育委員会として「意欲を高める学びの創造プロジェクト」を立ち上げ、学習の入り口である「内発的動機付け」に焦点をあてた研究・実践に取り組めます。

この取り組みを、令和3年3月から稼働する新しいICT※²環境の活用と組み合わせることで、さらなる成果が期待されます。



2 課 題

- ・研究推進モデル校での実践研究の成果を市内各学校へ発信し、研究成果を広めていく必要があります。
- ・教育委員会として、「内発的動機付け」について課題を明確にし、全小中学校共通に授業改善に取り組む必要があります。
- ・ICTの活用と合わせ、授業改善の取り組みを進める必要があります。

※1 文部科学省が告示する教育課程の基準。令和2年度から小学校、令和3年度から中学校で全面实施。

※2 Information and Communication Technology の略で、情報通信技術のこと。

3 主な取り組み

| 事業名 | | 事業概要 |
|-------------------|-----------|--|
| 意欲を高める学びの創造プロジェクト | | これまで、学習の評価としてテストの点数や通知表の評価・評定が気にされがちであったが、今後は、学習の入り口である学習意欲に焦点をあて、授業改善に取り組む。 |
| 事業コード | I-1-(1)-① | |
| 担当 | 教育支援課 | |

| 事業名 | | 事業概要 |
|----------------------|-----------|--|
| 教育課題調査研究事業（学習振り返り調査） | | 児童生徒の学習のつまづきを調査・分析し、理解が不十分な部分を明らかにし、学習を振り返らせることで、理解を深め、学習意欲の向上につなげていく。 |
| 事業コード | I-1-(1)-② | |
| 担当 | 教育支援課 | |

| 事業名 | | 事業概要 |
|-------------------|-----------|--|
| 学校支援アドバイザー（学力）の活用 | | 児童生徒の学力向上に向け、学習への意欲や「主体的・対話的で深い学び」の視点から、授業・学級経営・生徒指導等、総合的な見地から専門的なアドバイスを受け、小中学校全校共通に指導方法改善に取り組む。 |
| 事業コード | I-1-(1)-③ | |
| 担当 | 教育支援課 | |

| トピックス | 「Reナビ」の活用 |
|-------|--|
| | <p>教育委員会では、令和2年度から児童生徒の理解していないところを把握するため、学習振り返り調査「Reナビ」を実施しています。</p> <p>「Reナビ」の特徴としては、いわゆるテストとは異なり、解答時間に制限がないこと、また、解答の選択肢に「わからない」があることです。</p> <p>従来の選択式のテストでは、例え「わからない」問題があっても、答えを予想や推測で解答することがありましたが、正直に「わからない」を選択することで、児童生徒が理解していないところがわかり、復習や授業改善につなげることができます。</p> <p>なお、「Reナビ」は、re=再び、review=復習、retry=再挑戦、reflection=反映、remake=作り直す等からネーミングされています。</p> |

基本方針I 学校教育▷方針1 確かな学力の育成

▷施策(2) 個に応じたきめ細かな指導・支援の充実

1 現 状

少子高齢化やグローバル化が急速に進展する中、学校教育に託された期待は、ますます高くなっています。「学習指導要領」の円滑な実施や、いじめ等の教育上の課題に的確に対応し、質の高い教育を実現するためには、教職員が児童生徒と向き合う時間の確保し、より適切な教育環境を整備する必要があります。

現在、学力を知識の量で捉えるのではなく、質的な充実をいかに図るかが問われています。物質的に豊かな環境の中で育った子どもの生活体験は年々乏しくなる傾向にあり、児童生徒個々の興味・関心、知識や技能の習熟の差が大きくなってきています。このような状況の中で、「確かな学力」を身につけるためには、個々の特性や生活経験等を十分把握したうえで、一人ひとりに応じたきめ細かな指導をすることが求められます。

教育委員会では、一人ひとりに向き合いながら、学習の基礎・基本の定着を図り、さらに学級で配慮が必要な児童生徒の支援を行うために、市内小中学校に45名程度の学校補助教員を配置しています。

| 補助教員職種 | サポート内容 |
|------------|---------------------------|
| 個別支援学級介助員 | 個別支援学級児童生徒への生活や学習のサポート |
| 学校補助教員 | 授業等で児童生徒の学習へのサポート |
| 日本語指導補助教員 | 外国人児童生徒等への日本語のサポート |
| 読書活動推進補助教員 | 学校図書館整備を中心に、読書活動や学習へのサポート |
| 看護師 | 病気が心配な児童生徒へのサポート |
| ICT支援員 | コンピュータの活用等のサポート |

2 課 題

- ・支援が必要な児童生徒が増加傾向にあり、各学校の実態や要望に沿った人材を確保する必要があります。
- ・日本語を母語としない児童生徒や障がいのある児童生徒については、複数の教員による指導など、他の教職員の支援体制が必要となります。
- ・確保が困難な看護師については、関係機関との連携を強化する必要があります。

3 主な取り組み

| 事業名 | | 事業概要 |
|----------|-----------|---|
| 補助教員配置事業 | | きめ細やかな指導を実施するため、補助教員を配置し、個別指導の実施やT T指導（複数教員による指導）などにより、児童生徒の学習意欲を向上させ、主体的・対話的で深い学びができるよう支援する。 |
| 事業コード | I-1-(2)-① | |
| 担当 | 教育支援課 | |

トピックス

補助教員配置事業

個に応じたきめ細かな指導は、児童生徒の学習意欲を向上させ、主体的に学習に向かう姿勢を培い、基礎基本を確実に身に付けるとともに、学ぶ楽しさを感じさせることができます。

今後も、児童生徒の学習支援や学習意欲の向上に向けて、補助教員配置事業の充実を図るとともに、地域の人材活用など他の事業との連携も図っていきます。

基本方針 I 学校教育▷方針 1 確かな学力の育成

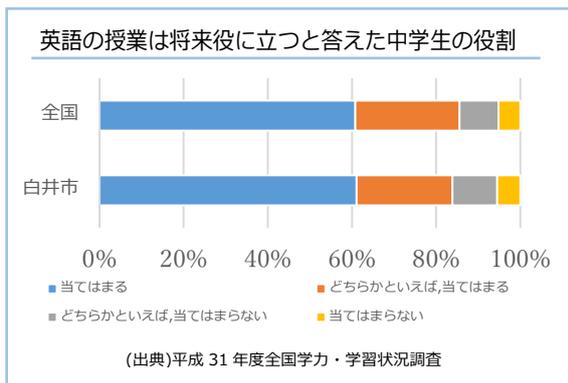
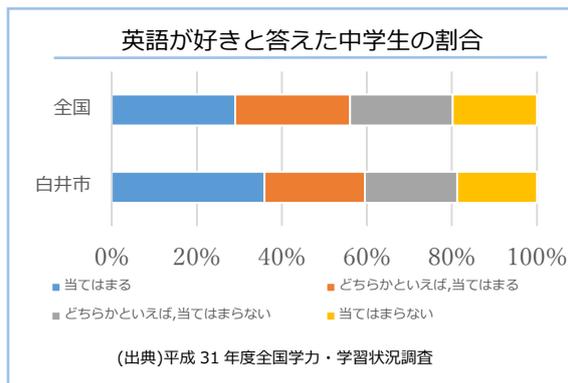
▷施策 (3) 外国語によるコミュニケーション活動の充実

1 現 状

平成29年告示の「中学校学習指導要領外国語編」で「簡単な情報や考えなどを理解したり表現したり伝え合ったりするコミュニケーションを図る資質・能力」を育成することが示されています。

教育委員会では、児童生徒の外国語への興味・関心を高め、外国語を活用したコミュニケーション能力を育成するため、外国語教育において、小学校で、外国語の全授業にALT※1（外国語指導助手）を配置しています。また、中学校では、ALTの配置とあわせ、生徒が場に応じた表現を英語で運用できる力の育成を目指し、統合的な活動を取り入れた授業改善を進めています。

ALTが授業以外の教育活動に参加することで、児童生徒がALTと授業外の活動でも関わりあうことができ、英語を主体的に使う場面が増え、楽しみながらコミュニケーションを図る機会の充実を目指しています。



2 課 題

- ・児童生徒が英語を使い、体験的な学びを積み重ねられるよう、今後もALTを活用した授業の質の向上が重要です。
- ・児童生徒のグローバル社会を生き抜く力の育成を目指し、「学習指導要領」に基づき、さらなる授業展開の工夫改善を行っていく必要があります。
- ・児童生徒がコミュニケーション活動に主体的に取り組めるよう、ALTとの連携の方法、研修、情報共有等のあり方を検討していく必要があります。

※1 Assistant Language Teacher（アシスタント ランゲージ ティーチャー）の略。教員と連携して語学指導を行う。さらに、学校行事等の活動に参加し、児童生徒と関わり、生きた英語を提供。

3 主な取り組み

| 事業名 | | 事業概要 |
|------------|-----------|---|
| A L T 配置事業 | | 外国語によるコミュニケーション活動の充実を図り、児童生徒の言語や文化に対する理解を深め、主体的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成するため、市内小中学校、適応指導教室にA L Tを配置する。 |
| 事業コード | I-1-(3)-① | |
| 担当 | 教育支援課 | |

トピックス

A L T (外国語指導助手) 配置事業

令和2年度から小学校外国語教育において、3・4年生は外国語活動、5・6年生は外国語科が必修となりました。

教育委員会では、平成30年度からA L Tを13名に増員し、外国語教育の必修化を先行して行っており、小学校1・2年生の授業にもA L Tを活用し、外国語に触れる機会を設けています。

基本方針I 学校教育▷方針2 豊かな心の育成

▷施策(1)「考え、議論する道徳」の授業の推進

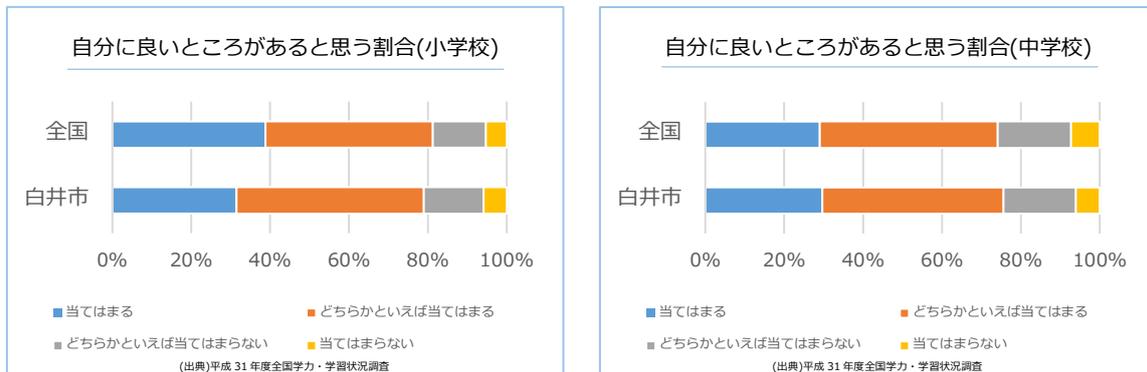
1 現 状

道徳教育は、小学校は平成30年度、中学校は平成31年度から子どもを取りまく地域や家庭の変化、深刻ないじめの本質的な問題解決に向け、「特別の教科」として位置付けられました。道徳教育は、学校での生活や教科・領域・行事等全ての活動の中で行われるものであり、その中心は、「道徳の授業」です。

教育委員会では、道徳教育を推進するため、各学校における道徳教育推進教師^{※1}を中心とした、指導体制の充実を図っています。

具体的には「考え、議論する」授業への転換を図るための研修を実施し、道徳教育に関する教職員の指導技術の向上、全教育活動における道徳教育の推進や充実に努め、子どもの発達の段階に応じた教材やワークシートの活用に取り組んだ授業が増えていきます。

また、動画等の視聴覚教材も増えてきていることから、ICTの効果的な活用も必要となります。



2 課 題

- ・「学習指導要領」の趣旨を踏まえた道徳教育の一層の推進を図る必要があります。
- ・指導技術だけでなく、評価についての研修を指導要領や国からの通知文書を参考にし、各学校で今後も行う必要があります。
- ・地域ぐるみで子どもの豊かな心を育てるために、家庭・地域との連携を深め地域の教育力を活かした道徳教育を行うことが必要です。

※1 学校の道徳教育の中心的な役割を果たす教師。

3 主な取り組み

| 事業名 | | 事業概要 |
|----------|-----------|---|
| 授業研究会の実施 | | 道徳教育推進教師を中心とした指導体制の充実を図り、家庭・地域との連携を深め、道徳教育を推進していく。児童生徒一人ひとりの考えを大切にし、価値の理解を深めるための工夫した授業を目指す。 |
| 事業コード | I-2-(1)-① | |
| 担当 | 教育支援課 | |

| トピックス | 道徳教育推進教師 |
|---|----------|
| <p>道徳教育推進教師とは、「学習指導要領」の改訂により、新たに示された「道徳教育の推進を主に担当する教師」のことです。学校の道徳教育の中心的な役割を果たす教師のことです。</p> <p>道徳教育推進教師を中心に、実効性のある指導体制を構築し、全ての教師の協力の下、組織的に道徳教育を推進していきます。</p> | |

基本方針I 学校教育▷方針2 豊かな心の育成

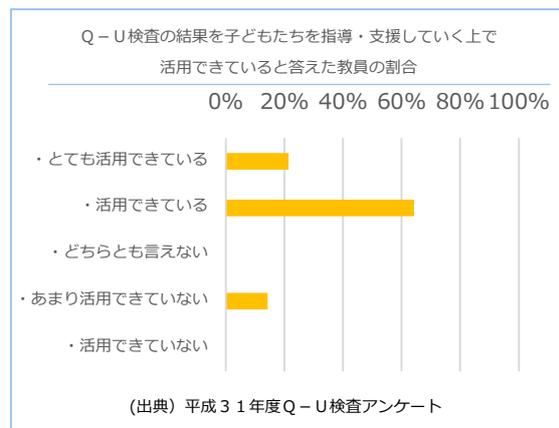
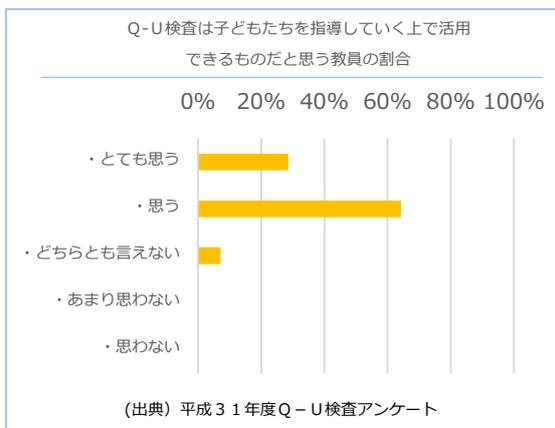
▷施策(2) 豊かな人間関係を育む学級づくりの推進

1 現 状

近年、いじめや不登校など、子どもを取り巻く状況の多様化・潜在化に伴い、学校が担う責務は年々増えています。そうした中で、児童生徒と学級集団の分析はより重大なものとなっています。学校では、豊かな人間関係を育むために、県が推進する「豊かな人間関係づくり実践プログラム」(ピア・サポート)を実施したり、教科化された「特別の教科道徳」の授業研修を行っています。

教育委員会では、学級の状態をより客観的にとらえるための手段として、小学校3年生から中学校3年生までを対象とし「Q-U検査」※1を行ってきました。検査結果をもとに児童生徒一人ひとりの理解(学校生活満足群、侵害行為認知群、学校生活不満足群、非承認群のどれに属しているかなど)と学級集団の状態を分析し、その後の指導に役立てていました。

これまでの成果を踏まえ、今後は「Q-U検査」に代わり、「学校生活についてのアンケート:Y-Pアセスメント」(子どもの社会的スキル横浜プログラム)を実施します。



2 課 題

- ・教員が「学校生活についてのアンケート」の分析結果を、より有効に活用するための指導や研修が必要です。
- ・「学校生活についてのアンケート」の実施・活用が教職員の負担にならないよう、研修の持ち方などに、工夫が求められます。

※1 Questionnaire-Utilities (楽しい学校生活を送るためのアンケート)の略。子どもの学校生活における満足度と意欲、さらに学級集団の状態を調べることができる。

3 主な取り組み

| 事業名 | | 事業概要 |
|--------------------------------|-----------|---|
| 教育課題調査研究事業 (学校生活についてのアンケート) | | 学級集団の調査結果をもとに学級の様子を客観的に分析し、よりよい学級づくりに役立てていく。また、調査結果の効果的な活用についても、教職員の研修等を行う中で、深めていく。 |
| 事業コード | I-2-(2)-① | |
| 担当 | 教育支援課 | |

| トピックス | ピア・サポート |
|---|---------|
| <p>千葉県が推進する「豊かな人間関係づくり実践プログラム」(ピア・サポート)は、平成18年に県の指定を受け、市内の小中学校がプログラム開発に協力しました。</p> <p>「ピア」は仲間、「サポート」は支えるという意味で、「自分も大切にし相手も大切に」するためにどうするか、子どもが、ソーシャルスキルを学ぶための具体的な方法を、小学校から中学校まで学年ごとにプログラムを構成し、学ぶようになっています。</p> | |
| <p>「学校生活についてのアンケート：Y-P アセスメント」(子どもの社会的スキル横浜プログラム)</p> | |
| <p>横浜市が開発・実施している「学校生活についてのアンケート」、及び、その結果に基づく指導プログラム。アンケートの内容は、「Q-U検査」とほぼ同様であり、結果に対応する指導プログラムが加えられている。</p> <p>なお、著作権についてはフリーとなっている。</p> <p>Y-Pは「横浜プログラム」の略。</p> | |

基本方針 I 学校教育▷方針 2 豊かな心の育成

▷施策 (3) いじめ防止対策の推進

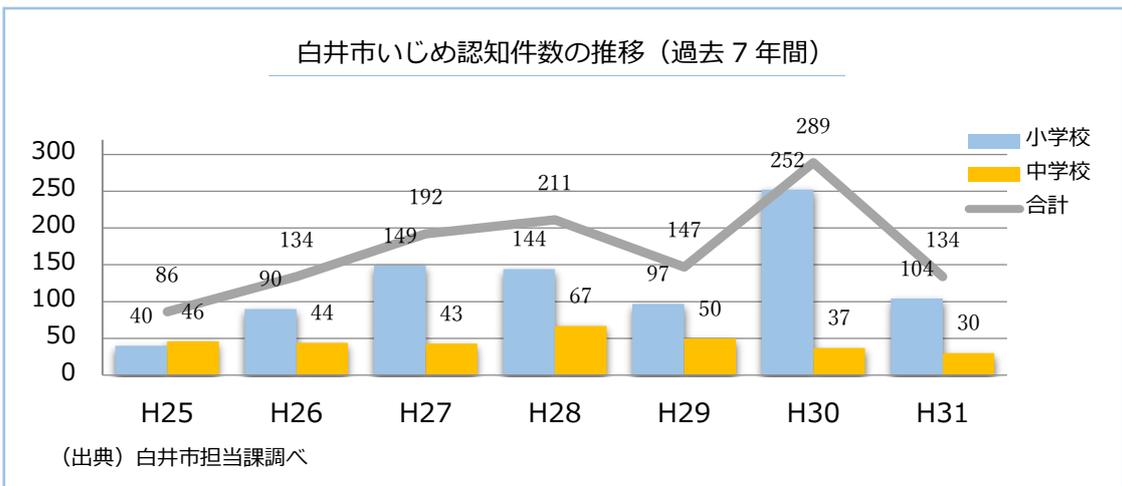
1 現 状

教育委員会では、「白井市いじめ防止基本方針」※¹に基づき、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」「いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうる」という意識の下、全ての児童生徒が安心して学校生活を送ることができるようにいじめ防止対策を進めています。

具体的には、各学校において、日頃から児童生徒の理解に努め、定期的な教育相談やアンケート等の実施により、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に努め、一つ一つの事案に対して組織として対応をしています。

また、いじめに係る様々な問題に対峙できるよう、幅広い知見を有する専門家を委員とした「白井市いじめ対策調査会」※²を設置し、いじめ防止等の対策に関して調査審議等を行っています。

なお、各学校において「いじめ対策ガイドライン」を設置し、公表しています。



2 課 題

- ・いじめは、外から見えにくいことが多いため、未然防止と早期発見に工夫した取り組みが必要です。
- ・近年では、インターネット内のいじめなど、表に出にくいケースが増えているため、千葉県警察のサイバーパトロールをはじめとする関係機関との協力体制の充実と学校、地域、家庭との連携を強化していく必要があります。

※1 平成25年施行の「いじめ防止対策推進法」を鑑み、教育委員会において、それまで取り組んできたいじめ対策を再検討し、いじめ防止等のための対策に対する基本的な方針を明確にしたもの。

3 主な取り組み

| 事業名 | | 事業概要 |
|------------|-----------|--|
| いじめ対策調査会事業 | | 教育委員会が取り組んでいるいじめ防止等のための対策を実効的に行うため、専門的な知識及び経験を持つ第三者等の参加を図り、公平性・中立性が確保されるよういじめ対策調査会を設置し適切に運営していく。 |
| 事業コード | I-2-(3)-① | |
| 担当 | 教育支援課 | |

| トピックス | いじめ対策調査会 |
|-------|--|
| | <p>市内小中学校のいじめの状況やいじめ防止の取り組みについて、構成メンバーである学識経験者、医師、弁護士に報告し、意見を伺います。</p> <p>各学校の現状を踏まえ、その要因や傾向から市としての課題を見つけ、いじめ防止等のための対策につなげています。</p> <p>また、市内の小中学校に在籍する児童生徒にいじめの重大事態が発生した場合には、この調査会が事実関係等について調査審議する機関となっています。</p> |

※2 専門家5名で構成され、市のいじめ防止等に関する事項について調査審議を年1回行っている。また、万一いじめ重大事態が発生した場合には、この調査会が審議を行う組織となる。

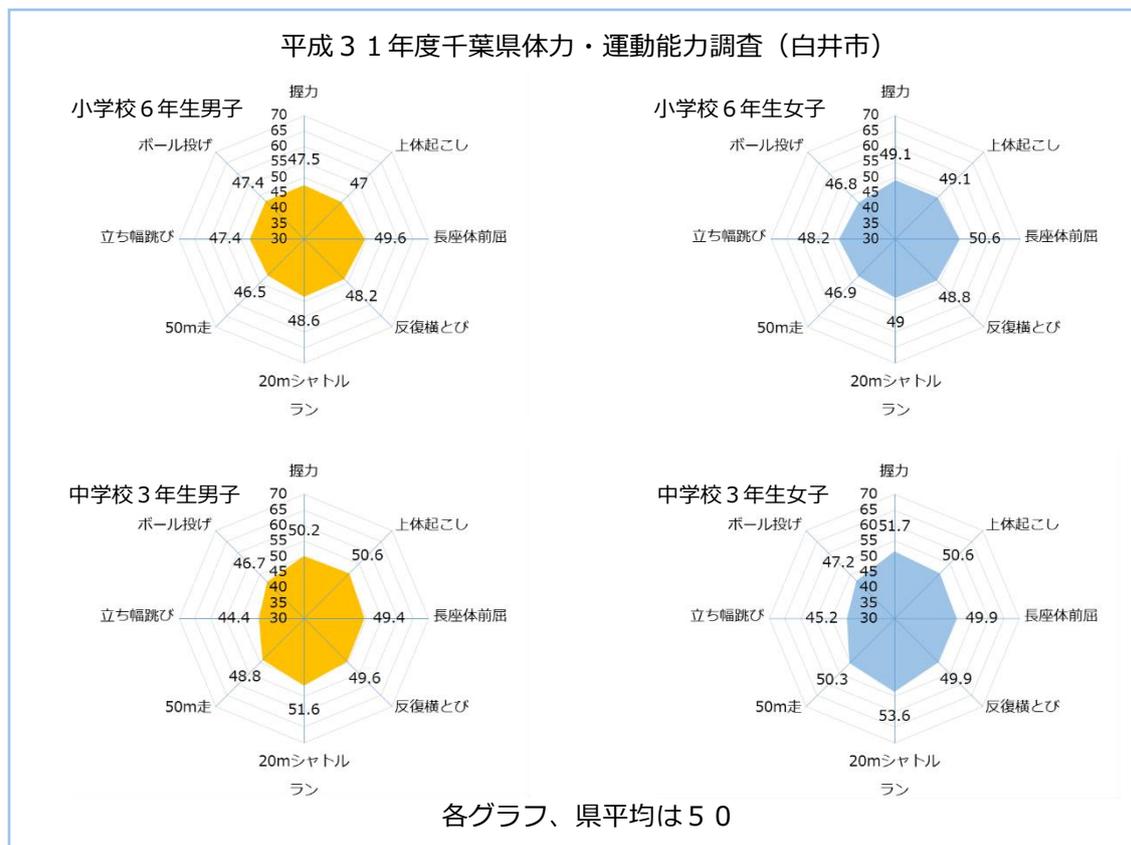
基本方針I 学校教育▷方針3 健やかな体の育成

▷施策(1) 体力向上を図る取り組みの推進

1 現 状

市の児童生徒は、体育の学習や体育的行事に積極的に取り組み、運動部活動に参加する児童生徒の割合が多い状況です。千葉県や印旛郡の各種大会では、多数の児童生徒が優秀な成績を取っています。

一方で、「千葉県体力・運動能力調査」※¹の結果から、運動能力が県平均より低い児童生徒の割合が20%以上であることが課題と言えます。種目別にみると、小学校では男女ともに走力及び投力、中学校では男女ともに瞬発力及び投力が県の平均値に比べ低い状態にあります。児童生徒の体力を把握し、実態に応じた授業改善や体力向上に向けた施策の展開が重要です。



2 課 題

- ・児童生徒の意欲や技能に応じた体育授業のあり方を検討していく必要があります。
- ・体力を高める運動を意図的に取入れる学習課程の工夫が求められます。

※1 千葉県下全公立小・中・高等学校の全ての児童生徒を対象に、8種目の体力・運動能力を測定する調査。

3 主な取り組み

| 事業名 | | 事業概要 |
|---------------------|-----------|---|
| 意欲を高める体育活動の創造プロジェクト | | ICTを活用など、児童生徒が自分の運動課題を見つけたり自分の技能を客観的に分析したりすることを通し、体力や技能の向上を図ることで運動意欲を高める。 |
| 事業コード | I-3-(1)-① | |
| 担当 | 学校政策課 | |

| 事業名 | | 事業概要 |
|------------------------------|-----------|---|
| 教育課題調査研究事業 (千葉県体力・運動能力調査) | | 児童生徒の体力向上のため、調査の結果を用いて課題に応じた指導・支援をしていく。また、児童生徒自身が自分の体力を知るとともに、課題に応じて運動に取り組もうとする意欲を養う。 |
| 事業コード | I-3-(1)-② | |
| 担当 | 学校政策課 | |

| 事業名 | | 事業概要 |
|-------------------|-----------|---|
| 学校支援アドバイザー（体育）の活用 | | 学校支援アドバイザーの学校訪問を通して、体育科授業の改善を図る。特に、運動経験が少なく、苦手意識のある児童生徒への支援の充実を図る。また、児童生徒の体力向上と健やかな体の育成に向け、学校の教育活動全体を通じた指導と家庭との連携を図る。 |
| 事業コード | I-3-(1)-③ | |
| 担当 | 学校政策課 | |

| トピックス | 教育課題調査研究事業（千葉県体力・運動能力調査） |
|---|--------------------------|
| 千葉県体力・運動能力調査の結果は、小学校1年生から中学校3年生まで継続して記録され、個別に配付される記録票により自分の体力の伸びが確認できるようになっています。また、筋力・瞬発力・持久力・柔軟性など領域ごとの分析があり、どのような運動が個々の体力向上につながるかアドバイスが記されています。 | |

基本方針 I 学校教育▷方針 3 健やかな体の育成

▷施策(2) 学校保健・学校安全の推進

1 現 状

各学校では、生涯にわたって健康な生活の基礎を培うよう児童生徒の健康診断を実施し、その結果を基に生活習慣を振り返り健康の大切さを認識させる健康教育を行っています。また、発達段階に応じ生活でも健康を意識できるよう保健学習プリント※¹による取り組みも行っています。さらに、発育・発達途上にある児童生徒の健康的な環境を保障するため、学校環境衛生の管理に努め、児童生徒にも環境衛生への関心を高める指導を行っています。

安全対策については、児童生徒が安全で安心な学校生活を送ることができるよう、定期的に学校施設・設備の安全点検を行い、学校安全計画に基づき、児童生徒の防災意識の向上、交通安全教育、防犯教育にも取り組んでいます。

その他、学習指導要領に基づき、生活習慣病、喫煙、飲酒、薬物乱用など健康に害を及ぼす問題についても指導を行っています。



交通安全指導員による交通安全教室



助産師による性教育の授業

2 課 題

- ・学校医や看護師、助産師など専門知識をもつ関係者や地域人材の協力を得て、健康教育が実践されるよう指導することが求められます。
- ・学校で行った保健・健康教育の内容を「学校だより」やホームページ等を活用し、家庭や地域にお知らせし、連携することで教育的効果を高めていきます。
- ・様々な感染症を児童生徒が正しく理解し、感染のリスクを自ら判断し避ける行動をとることができるよう、感染症対策に関する指導を計画的に行う必要があります

※1 毎月、市内全児童生徒が共通の保健学習プリントに取り組んでいる。毎日の生活で意識できるよう、その月にあった課題で、学年の発達段階に応じて内容を変えている。

3 主な取り組み

| 事業名 | | 事業概要 |
|------------------|-----------|--|
| 保健・安全教育の充実と管理の徹底 | | 児童生徒及び教職員の健康の保持増進と疾病予防のため、健康診断の実施と健康に対する啓発事業を実施する。児童生徒が安全な学校生活を送るため、安全点検の実施や学校環境の安全の確保を行う。 |
| 事業コード | I-3-(2)-① | |
| 担当 | 教育支援課 | |

| トピックス | 学校保健推進活動 |
|---|----------|
| <p>各学校は毎年助産師などに講師をお願いし、児童生徒が健康で豊かな生活を営むことができるよう、命の授業や性教育、正しい姿勢指導などの授業を行っています。</p> <p>希望する保護者も授業に参加し、児童生徒と一緒に心身の健康について考え、学んでいます。</p> | |

基本方針 I 学校教育▷方針 3 健やかな体の育成

▷施策（3）学校給食の充実と食育の推進

1 現 状

近年、子どもの体力低下や生活習慣の乱れが指摘されています。そうした中、子どもの健康教育は欠かせないものとなっています。その中でも食育は、子どもの体作りのもとになる教育です。

教育委員会では、学校給食の提供において、衛生管理の徹底、食物アレルギー※¹対応などへの配慮、市で栽培された食材を献立で使用する「地産地消」への取り組みを行っています。

また、栄養教諭や栄養士により、給食を通して食事のあり方や食事内容の不足による弊害など、食生活についての指導を行い、子どもが自分の食生活を振り返る機会を持ち、将来に向けての心身の健康づくりにつながるような食育指導を行っています。

さらに家庭への食育指導として、毎月発行される「給食だより」の中で食育に関する記事を掲載し、啓発を行っています。

栄養教諭・栄養士による主な指導内容

| | |
|--|---------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 食の大切さについて | <input type="checkbox"/> 家庭科の授業 |
| <input type="checkbox"/> 給食で使用されている食材の説明 | ・献立づくりへのアドバイス |
| <input type="checkbox"/> 地産地消の推進について | ・調理実習へのサポート |

2 課 題

- ・バランスのよい食事の重要性についての知識はあっても、自身の食生活が実践につながっていない子どもに対して、家庭での協力が得られるよう引き続き学校からの便りや給食試食会などの機会を通じ啓発していく必要があります。
- ・家庭環境から孤食となる子どもも多くなっていることから、家族間での食を通じたコミュニケーションの大切さを伝えていく必要があります。

※1 鶏卵や牛乳などが原因で、体に様々な症状を起こすもの。給食センターでは、これらの除去食を作ることで、アナフィラキシーショック等の防止に努めている。

3 主な取り組み

| 事業名 | | 事業概要 |
|-------------|-----------|--|
| 小中学生の栄養指導事業 | | 栄養士や栄養教諭が学校を訪問し、学校給食を通じて児童生徒の発達段階に則した食育指導を行い、児童生徒が食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けられるようにする。 |
| 事業コード | I-3-(3)-① | |
| 担当 | 教育支援課 | |

| トピックス | なし坊キッチン |
|-------|---|
| | <p>平成31年4月1日から新しい給食センターでの給食を市内12校に配食しています。</p> <p>教育委員会では、この新しい給食センターが児童生徒や多くの市民から親しまれ、愛着がもたれる施設になるように市内の小中学生から愛称を募集し、その結果、応募総数591件の中から「なし坊キッチン」が選ばれました。</p> <p>また、給食センターでは「なし坊の給食当番」をイメージしたオリジナルバージョンを給食配送トラックにペイントしました。</p> <p>なし坊は、白井市の児童生徒のために毎日給食を配送しています。</p> |

基本方針 I 学校教育▷方針 4 特別支援教育の推進

▷施策 (1) 一人ひとりの教育的ニーズに応じた特別支援教育の推進

1 現 状

特別支援教育とは、障がいのある子どもが自立し、社会参加するために必要な力を培うため、子ども一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その可能性を最大限に伸ばし、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものです。小学校、中学校の通常の学級に在籍する発達障がいのある子どもを含めて、障がいにより特別な支援を必要とする子どもが在籍するすべての学校において実施されるものです。

平成25年の「学校教育法施行令」の改正や、平成29年の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の施行により、特別支援教育に関する制度等が改正されました。さらに平成29年に、「第2次千葉県特別支援教育推進基本計画」が策定され、障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加、特別支援教育の充実が求められます。

教育委員会では、児童生徒一人ひとりの障がいの状況に応じて、個別の指導計画に基づいた教育を行うため、個別支援学級をすべての小中学校に設置し、話し方・発音などに課題がある児童のために、言語通級指導教室を小学校2校に設置しています。市内小中学校の個別支援学級に、介助員を24名配置し、特別な支援を必要とする児童生徒一人ひとりの教育環境の整備に努めています。

また、特別支援教育における就学相談及び個別支援の充実を図るため、医師などで構成する教育支援委員会の開催や、専門性の高い巡回相談員が学校に訪問し、指導や助言を行っています。

2 課 題

- ・ 保育園、幼稚園、福祉部局や関係機関などと連携し、教育的支援を必要としている児童生徒の早期発見・早期支援が求められます。
- ・ 支援を必要としている児童生徒の教育的ニーズを的確に把握することが大切です。
- ・ 特別な支援を必要とする児童生徒が増加する中、全ての教員が特別支援教育に関する知識や意義を理解し、指導内容や指導方法を工夫することが必要です。

3 主な取り組み

| 事業名 | | 事業概要 |
|----------|------------|--|
| 特別支援教育事業 | | 特別支援教育における就学相談及び個別支援の充実を図るため、ライフサポートファイルの活用や教育支援委員会の開催、個別支援学級への必要な介助員の配置、専門性の高い巡回指導による指導・助言等を行う。 |
| 事業コード | I-IV-(1)-① | |
| 担当 | 教育支援課 | |

トピックス

ライフサポートファイル

県では、障がいのある子どもについて、ライフステージごとに一貫した支援が、継続的に提供されることを願い、家族や関係機関が共に関わるための情報ツールとして、ライフサポートファイルの導入、活用を促進しています。ライフサポートファイルにより、一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な支援が乳幼児期から継続されていくことが大切です。

基本方針I 学校教育▷方針5 多様な教育的ニーズへの対応

▷施策(1) キャリア教育の充実

1 現 状

「学習指導要領」の改訂に伴い、児童生徒に求める資質・能力を身につけるため、社会に開かれた教育課程の実現が求められている中、教育活動を支える人的・物的資源を有効活用することが重要です。

小学校では、多文化社会に向けた友好活動、白井の郷土料理や伝統文化の継承、音楽活動による学校の活性化など各校の実態に合わせた特色ある取り組みをしています。

中学校では、将来の進路を見据え、キャリア教育^{※1}の一環として地域人材を活用し、様々な職業の方々からその職業に就くために必要な資格や能力・資質、やりがいや苦労する点などを聞き、生徒自身の将来の夢へとつなげています。

教育委員会では、中学2年生を対象に立春式^{※2}事業を行っています。また、市内にある事業所の協力を得て様々な職業体験学習を実施しており、立春式の中で職業体験学習の発表も行われています。

市内の人材活用事業例

| | |
|--------------|----------|
| ・ブルキナファソ友好活動 | ・マーチング指導 |
| ・和太鼓演奏 | ・書写指導 |
| ・梨づくりの学習 | ・ペップトーク |
| ・読み聞かせボランティア | ・障がい者理解 |
| ・演劇体験 | ・吹奏楽指導 |
| ・合唱指導 | ・点字体験 |
| ・邦楽体験教室 | ・学力向上推進 |

職業人講話の例

| | |
|-------|---------|
| ・洋菓子店 | ・スポーツ関係 |
| ・動物病院 | ・医療関係 |
| ・建築関係 | ・警察署 |
| ・幼稚園 | ・消防署 |
| ・市役所 | ・写真関係 |
| ・旅行会社 | ・職業安定所 |

2 課 題

- ・現在、活用されている地域人材が特定の個人に限定され、持続可能な体制でないことから、地域人材の掘り起こしや教育活動における体制づくりの検討が必要です。

※1 社会的・職業的自立を促すために必要な意欲・態度や能力を育てる教育。

※2 「自覚」「立志」「健康」を目標に昭和39年度に白井中学校で実施され、現在も行われている行事。令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響等を考慮し、実施していない。

3 主な取り組み

| 事業名 | | 事業概要 |
|----------|-----------|--|
| 地域人材活用事業 | | 社会に開かれた教育課程の実現に向け、学校教育を通じてより良い社会を創るという目標を社会と共有するとともに、児童生徒が必要な資質・能力を身につけられるよう、地域の人的・物的資源の効果的な活用を図る。 |
| 事業コード | I-5-(1)-① | |
| 担当 | 教育支援課 | |

トピックス

ネリカ米の栽培 ～白井第一小学校の取り組み～

白井第一小学校では、ブルキナファソ（西アフリカの共和制の国）との友好活動として、農家の方から畑を借り、ネリカ米（病気・乾燥に強いアフリカ米と高収量のアジア米の交雑した新品種）を種まきから収穫まで栽培しています。

収穫祭では、ブルキナファソ駐日大使の方々を招いたり、友好の証として現地の子どもと絵画や写真、手紙の交換を行ったり音楽活動などを発信しています。

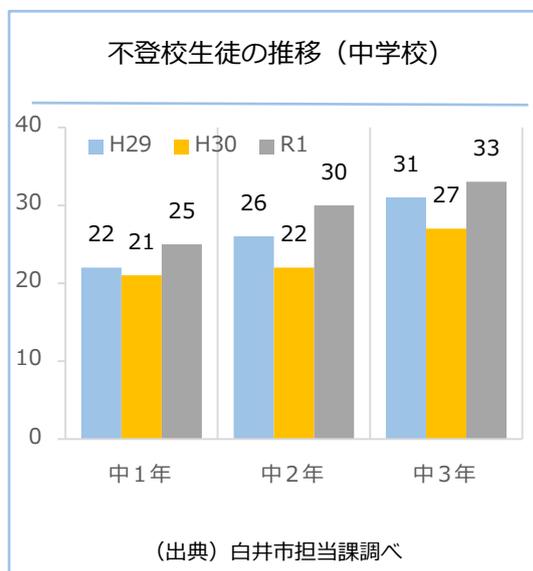
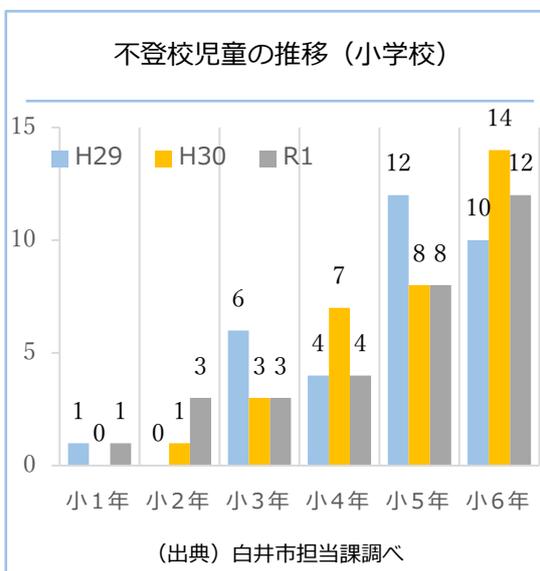
基本方針I 学校教育▷方針5 多様な教育的ニーズへの対応

▷施策(2) 不登校の児童生徒への支援の充実

1 現 状

全国的に不登校児童生徒が増加傾向にあり、市でもここ数年増加傾向にあります。不登校になる要因は様々ですが、各家庭の状況も複雑な場合が多くその解消が難しいケースが増えています。

また、ケースにより、県のスクールソーシャルワーカー※¹や訪問相談担当教員、市の教育相談員、適応指導教室※²の指導員等が連携し合える体制を整備し、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、自分の可能性を伸ばすことができるように社会的自立への支援を行っています。



2 課 題

- ・不登校児童生徒一人ひとりの状況に応じた適切な支援を行うため、情報の共有、学校、市の適応指導教室や家庭児童相談室、医療機関などとの連携強化を図り相談体制を確立していく必要があります。
- ・不登校児童生徒の保護者自身が子育てに対する自信を失っていたり、保護者自身に不登校となった児童生徒への支援に関する情報がなく、対応が遅れる場合もあるため、訪問型支援等、保護者が気軽に相談できる体制を整える必要があります。

※1 いじめや不登校等の課題解決に向けて、福祉的な視点で支援を行うとともに関係機関との連携調整を図る専門職。
 ※2 市には適応指導教室として「ヤングハートしろい」がある。

3 主な取り組み

| 事業名 | | 事業概要 |
|----------|-----------|--|
| 適応指導教室事業 | | 何らかの理由で学校に不適應を起こしている児童生徒に対し、グループ活動や学習活動を通して、心理面、学習面、生活面の相談・支援を行い、学校への復帰及び社会的自立を促す。 |
| 事業コード | I-5-(2)-① | |
| 担当 | 教育支援課 | |

| トピックス | ヤングハートしろい（適応指導教室） |
|-------|--|
| | <p>「ヤングハートしろい」は、学校に行きたくても行くことができなかつたり家で引きこもってしまっている児童生徒のための教室です。ここでは、個を大切にしながらグループ活動や相談活動を通して、自我の確立と集団生活への適應力の向上を図ります。</p> <p>また、学校と連携を図りながら、自らの進路選択に向け、指導員が支援を行います。</p> <p>【主な活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学習（個人で課題を持ってきて取り組む） ・集団活動（グループエンカウンター等） <p>【その他の活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ALTによる英語授業（週1回） ・レク活動（月2回） ・調理実習（月1回） ・校外学習（年1回） ・スモール体育祭（年1回） |

基本方針I 学校教育▷方針5 多様な教育的ニーズへの対応

▷施策(3) 教育相談の充実

1 現 状

教育委員会では、経験豊かな相談員が様々な事情を抱える児童生徒及びその保護者に対し、適切な支援や助言を行う教育相談事業を実施し、児童生徒が成長する過程で生じる様々な問題の解決を支援しています。相談の種類には、匿名での相談が可能な電話相談、家庭に引きこもりがちな児童生徒を対象にした訪問相談、児童生徒、保護者が直接相談に来る来室相談があります。

教育相談における内容は個々の事情により様々であり、中でも不登校に関するものが最も多く、次いで発達障がい※1、集団不適応※2と続きます。相談者の多くは保護者(母親)ですが、児童生徒本人が直接相談するケースもあります。



(出典) 平成31年度白井市担当課調べ

2 課 題

- ・相談内容が多岐にわたることから、一人ひとりに適切な指導や支援を行えるよう、経験豊富で専門性の高い教育相談員の確保・育成を図る必要があります。
- ・学校、市の適応指導教室、家庭児童相談室及び医療機関など教育相談に関わる機関が、児童生徒の状況を共有し、相互に連携するなどし、多方面から児童生徒を支援できる相談体制を確立していく必要があります。

※1 生まれつき脳の発達に障がいがあることの総称。自閉症、アスペルガー症候群やその他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいなどに分類される。

3 主な取り組み

| 事業名 | | 事業概要 |
|--------|-----------|---|
| 教育相談事業 | | 学校生活や家庭生活での不安や悩みに対応し、より良い人間関係づくりや充実した生活が送れるようきめ細かな支援をするため、児童生徒及び保護者や教員を対象に面接・電話・訪問による教育相談を行う。 |
| 事業コード | I-5-(3)-① | |
| 担当 | 教育支援課 | |

| トピックス | ケース会議 |
|-------|---|
| | <p>教育相談の内容によっては、学校だけではなく、市の家庭児童相談室や医療機関など教育相談に関わる機関が連携し、多方面から児童生徒を支援していく必要があります。</p> <p>そのため、教育委員会では、児童生徒の成長段階や進路を中心に考え、学校その他関係機関が状況を共有して、児童生徒及び家庭への適切な支援ができるようケース会議を行っています。最近では、家庭内での生活面（失業、外国籍、病気、障がい等）が大きな要因となっているケースも多く、県のスクールソーシャルワーカー等を活用して会議を行っています。</p> |

※2 学級や部活動などにおいて、教室に入れない、学級になじめない、一緒に活動できないなど、集団での活動に適応できない、及び、適応が苦手なケース。

基本方針 I 学校教育▷方針 5 多様な教育的ニーズへの対応

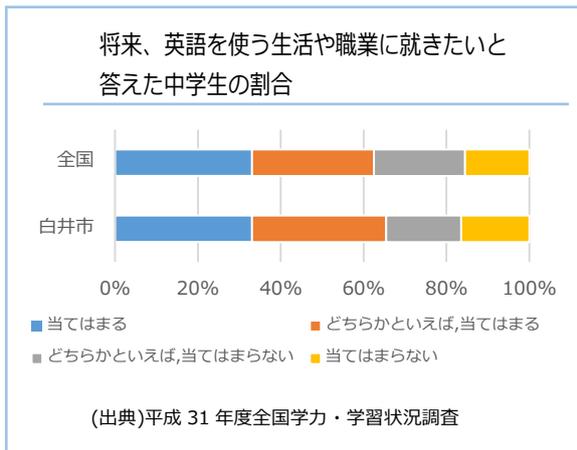
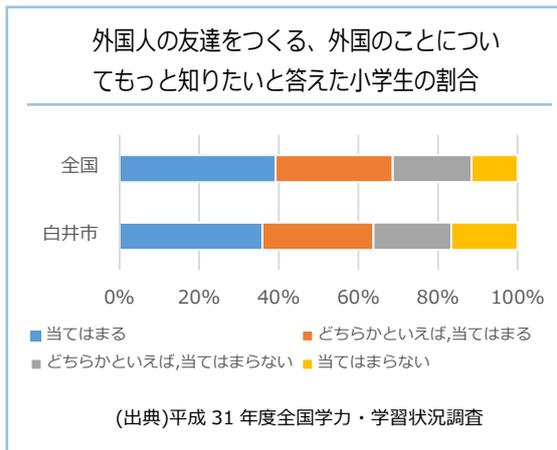
▷施策(4) グローバル社会で活躍できる人材の育成

1 現 状

近年、海外との往来の活発化やICTの進化・発展により、グローバル化はさらに加速しています。

市では、これからの社会で活躍できる人材の育成を進める取り組みの一環として、中学生の青少年国際交流事業を行っています。平成4年度からオーストラリアのキャンパスピ市(友好都市)にあるカヤブラム校と、平成6年度からは同国のプリンバンク市にあるキーロ一校も加え、生徒間交流を行ってきました。また、平成31年度からは、時間と内容の充実を図るため、派遣と受入れを毎年交互に実施するよう変更しました。

事業効果を広く波及させることや、この事業がきっかけとなり、国際交流の担い手として、さらにコミュニケーション能力や主体性、使命感、協調性、多様性を受入れる心、郷土愛等を兼ね備えたグローバル社会で活躍できる人材育成を進めています。



2 課 題

- ・交流を継続していくために、ホストファミリー^{※1}の確保や事業運営のための環境を整えていく必要があります。
- ・派遣に参加しない児童生徒が、さらに国際交流に関わることができるように、ICT等の活用^{※2}を検討する必要があります。

※1 ホームステイを受け入れる家庭や家族のこと。

※2 コミュニケーションツール等の活用による他地域、海外との交流学習や海外のWebページの活用、音声や動画による教材の活用等、様々な活用方法が期待されている。

3 主な取り組み

| 事業名 | | 事業概要 |
|-----------|-----------|---|
| 青少年国際交流事業 | | 中学生を中心にオーストラリアとの国際交流を実施することで、国際理解を深めるとともに、国際的視野を広め、多様性を尊重し、グローバル社会で活躍できる人材の育成を推進する。 |
| 事業コード | I-5-(4)-① | |
| 担当 | 教育支援課 | |

| トピックス | 白井市青少年国際交流事業 |
|-------|---|
| | <p>約30年にわたり、派遣と受け入れを実施している市町村は県内でも珍しく、市の特色ある事業の一つです。</p> <p>これまで、市から中学生を約890名派遣しており、オーストラリアからは、約600名の生徒を受け入れています。</p> |

基本方針I 学校教育▷方針5 多様な教育的ニーズへの対応

▷施策(5) 日本語指導が必要な児童生徒への支援の充実

1 現 状

外国人児童生徒は年々増加傾向にあり、日本語指導を必要とする児童生徒も増えていきます。

外国人児童生徒に対しても、通常の教育課程により日本人の児童生徒と同様の教育が行われており、学校生活への適応を図るとともに、日本語の習得や教科学習などの取り組みが行われています。

日本語指導が必要な外国人児童生徒を支援するために、日本語指導教員を配置し、通訳等を行いながら学校生活をサポートしています。

平成31年度は、小中学校6校に4名、令和2年度には、小中学校7校に6名の日本語指導教員を配置しました。

支援の際の使用言語

| | 平成30年度 | 平成31年度 | 令和2年度 |
|-------|--------|--------|-------|
| 英 語 | 7人 | 9人 | 10人 |
| 中 国 語 | 2人 | 1人 | 5人 |
| シンハラ語 | 9人 | 4人 | 6人 |

2 課 題

- ・外国人児童生徒の在籍国が様々となってきており、母語が話せる指導員を確保することが難しい状況です。
- ・各学校が、日本語指導が必要な児童生徒の状況等について、教職員全体で共通理解を図り、指導体制を構築することが必要です。

3 主な取り組み

| 事業名 | | 事業概要 |
|---------------------|-----------|---|
| 補助教員配置事業 (日本語指導) | | 近年増えてきている外国籍の児童生徒が他の児童生徒と同じように学校生活を送れるよう、母語が話せる、日本語指導の補助教員を小中学校に配置し支援を行う。 |
| 事業コード | I-5-(5)-① | |
| 担当 | 学校政策課 | |

トピックス

補助教員配置事業（日本語指導教員）

在留外国人数は、国内において250万人以上にのぼり、市内においても1310人（令和2年4月30日現在）の在籍があります。

さらに、留学や労働のために日本で暮らす外国人やその家族は依然増加傾向です。日本の学校にも外国籍の児童生徒が増えており、市内では60人（令和2年5月1日現在）が在籍しています。

日本語指導は、単に日本語だけを教えるのではなく、日本の社会や文化、生活習慣なども同時に伝えています。

基本方針 I 学校教育▷方針 6 学校の ICT 化

▷施策 (1) 授業等での ICT 化・オンライン化の推進

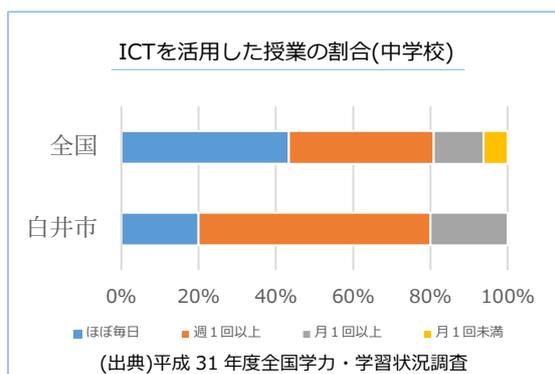
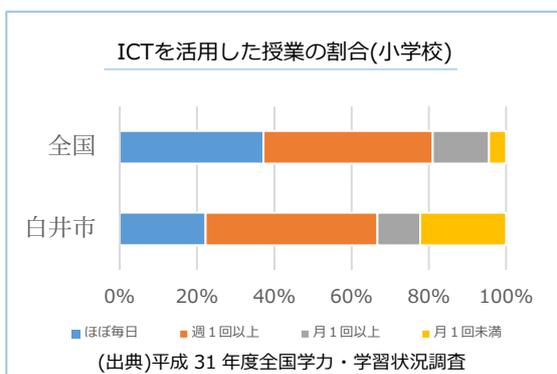
1 現 状

近年、急速な情報化の進展により、子どもを取り巻く環境が大きく変化し、児童生徒の情報活用能力^{※1}育成の必要性がますます高まっています。

各学校において、「学習指導要領」において必修となったプログラミング教育^{※2}を、ICT 支援員を活用し先行して取り組んでいます。

G I G A スクール構想^{※3}により高速通信ネットワークなどを整備し、令和 3 年 3 月からすべての児童生徒に一人 1 台のタブレットと、ICT を活用した教育の充実や家庭においても継続して学べるよう環境を整えたところです。

これにより、児童生徒の情報活用能力の育成や ICT を効果的に活用したわかりやすく深まる授業の実現、教職員の情報共有によるよりきめ細かな指導の実践が期待できます。



2 課 題

- ・教育の情報化に向けて、整備した端末やソフトを効果的に活用することができるよう、教員のスキルアップが求められます。
- ・ICT を利活用する中で、トラブルを避けるためにも情報モラル教育を推進することが求められます。
- ・児童生徒の健康面への影響を考慮し、姿勢や視聴に関する指導やタブレット使用時間など、保護者と連携して取り組む必要があります。

※ 1 コンピュータ等の情報手段を適切に用いて情報を収集・整理・比較・発信・伝達したりする力であり、さらに基本的な操作技能やプログラミング的思考、情報モラル、統計等に関する資質・能力等も含むもの。

3 主な取り組み

| 事業名 | | 事業概要 |
|------------|-----------|---|
| 教育の情報化推進事業 | | 高速通信ネットワークの整備や児童生徒に一人1台タブレットの実現を目指す GIGA スクール構想実現のため、ICT 環境を整備する。また、双方向でのオンライン授業や Web 会議システムについての環境も整備する。 |
| 事業コード | I-6-(1)-① | |
| 担当 | 学校政策課 | |

| 事業名 | | 事業概要 |
|-------------------|-----------|--|
| 授業での ICT 活用プロジェクト | | 整備されたタブレットや授業支援ソフト、電子黒板の機能を有した大型提示装置等の利活用のため、ICT 支援員を中心とした研修会の実施や先進校の授業実践視察等を行う。 |
| 事業コード | I-6-(1)-② | |
| 担当 | 学校政策課 | |

| 事業名 | | 事業概要 |
|--------------------|-----------|--|
| 学校支援アドバイザー（ICT）の活用 | | ICT 担当学校支援アドバイザーを活用し、授業での ICT 機器の効果的な活用場面や活用方法についてアドバイスを受ける。 また、授業準備、ワークシート等の作成、授業での児童生徒や教師への支援を行う。 |
| 事業コード | I-6-(1)-③ | |
| 担当 | 学校政策課 | |

| | |
|--------------|---|
| トピックス | <p>パソコン室から（仮称）アクティブ・ラーニング室へ</p> <p>国のGIGAスクール構想である高速通信ネットワークの整備や児童生徒一人1台の端末整備、また、ICT環境を利用した「主体的・対話的で深い学び」をよりスムーズに行えるようパソコン室から（仮称）アクティブ・ラーニング室への整備を令和2年度に行いました。</p> <p>この教室は、広い空間に机やイスを自由に配置でき、少人数グループでの活動やプレゼンテーション形式など、いろいろな学習形態を容易に作るができます。</p> <p>なお、教室の名前については、各学校でネーミングされています。</p> |
|--------------|---|

※2 プログラミングを行う際に必要となる倫理的思考力を育てるため令和2年度から必修化された。
 ※3 児童生徒一人1台のタブレットと高速ネットワーク環境などを整備する計画。

基本方針 I 学校教育▷方針 6 学校の ICT 化

▷施策 (2) 教職員校務の ICT 化の推進

1 現 状

教育委員会では、各小学校に教職員用の統合型校務支援システム「C4th」※1を整備し、校務の効率化を目指しています。

この統合型校務支援システムでは、学籍管理として児童生徒を一元管理し、出席簿による出欠席管理や転出入・進学処理が行えます。また成績管理として観点別の評価・評定の入力を基に通知表や指導要録等が完全電子化で作成・保存することができます。

また、グループウェアとして、教育委員会や市内の各学校間でも連絡可能な連絡掲示板や個人連絡、任意の議題を設定して意見交換や集約ができる会議室など学校事務の効率化を図るとともに、教育委員会や各学校が相互にネットワークでつながることができ、情報伝達や情報共有が容易にでき、更なる業務負担の軽減につながっています。

加えて、令和3年3月から整備される新しい ICT 環境で、授業の ICT 化も進みます。授業計画や教材準備などを ICT で進めることにより、その情報を市内小中学校で共有することで、さらに校務の効率化を目指します。

校務支援システム「C4th」の画面



2 課 題

- ・セキュリティ確保のため活用に制限がありますが、セキュリティを保ちながら、活用範囲の拡大を図る必要があります。
- ・初任者や転入教職員を中心とした使用方法の説明や研修を行う必要があります。

※1 様々な校務を統合して PC 上で運用するソフトウェア。コミュニケーションツールとしても活用できる。

3 主な取り組み

| 事業名 | | 事業概要 |
|---------------|-----------|--|
| 校務支援システムの有効活用 | | 校内の文書や児童生徒に関する情報等をデジタルデータ化することで職員間相互に情報を共有、再利用できる。また、教育委員会や各校が相互にネットワークで結ばれ情報のやりとりができ業務負担の軽減につながる。 |
| 事業コード | I-6-(2)-① | |
| 担当 | 教育支援課 | |

| トピックス | 校務の情報化 |
|---|--------|
| <p>校務の情報化の目的は、効率的な校務処理による業務時間の削減と教育活動の質を向上させることにあります。</p> <p>校務が効率的に遂行できるようになることで、児童生徒の指導に対してより多くの時間を割くことが可能となり、結果として今まで以上によりきめ細やかな学習指導や生徒指導などの教育活動が実現できるようになります。</p> | |

基本方針I 学校教育▷方針7 読書活動の推進

▷施策(1) 学校図書館の機能の充実

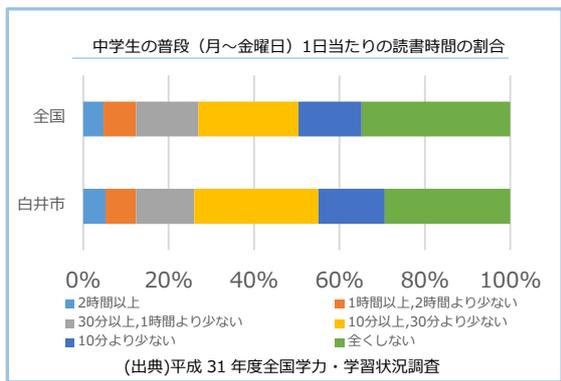
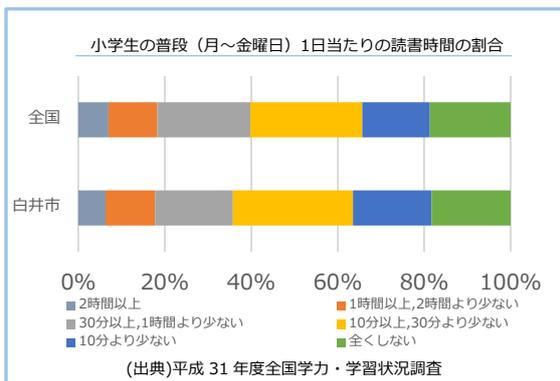
1 現 状

「学習指導要領」では、生きる力の育成として言語活動の充実が示されていますが言語活動の充実には、読書教育は欠かせないものです。

教育委員会では、市内の小中学校に読書活動補助教員を配置し、児童生徒が読書に親しみやすい図書室の環境づくりや図書の貸し出し、様々な子どものニーズに合わせた選書や蔵書点検など、図書室の整備を行っています。また、教科の中で図書を活用した授業を行っています。

その成果もあり、全国学力・学習状況調査の「読書について」の調査結果から、市の子どもは、「読書好きである」ということが分かります。

今後も市立図書館との連携を図り、学習等で必要な本の借り入れを行うほか、図書ボランティアによる「読み聞かせ」「朝の読書」※1などを通し、読書の習慣化に努めていきます。



2 課 題

- ・小学生に比べ、中学生に読書習慣のない生徒がやや多く見受けられることから、読書活動推進委員も活用し、読書に親しむ習慣づくりを推進する必要があります。
- ・読書を取り入れた授業について教員の研修なども含め推進していく必要があります。

※1 市内全中学校において、始業前に15分間の読書タイムを設けている。

3 主な取り組み

| 事業名 | | 事業概要 |
|----------------------|-----------|--|
| 補助教員配置事業 (読書活動推進) | | 児童生徒の読書活動の充実を図るため、全小中学校に読書活動推進補助員の配置を行い、児童生徒が読書に親しむ姿勢を養うと共に、図書を活用した授業が円滑に行えるよう、授業の支援を行う。 |
| 事業コード | I-7-(1)-① | |
| 担当 | 教育支援課 | |

| トピックス | 白井市立図書館 |
|--|---------|
| <p>市の図書館は、蔵書数556,029冊^{※2}、インターネットコーナー、学習室などを整備し、「読書センター」「学習センター」「情報センター」としての多様な機能を有しています。</p> <p>子どもが気軽に図書に触れ、言語活動が充実するよう教育委員会では、学校と図書館が連携して読書活動に取り組むために、学校の要望に応じて図書館の蔵書を一定期間貸し出すなどの支援をしています。</p> | |

※2 令和2年3月31日現在

基本方針 I 学校教育▷方針 8 教職員の育成

▷施策 (1) 教職員研修への支援の充実

1 現 状

グローバル化の進展や絶え間ない技術革新等により、社会構造や雇用環境は大きく、急速に変化し、ますます将来の予測が困難な時代となっています。

平成29年度には、学力だけではなく資質・能力を求める時代に対応した「学習指導要領」が示され、ICT教育の充実や「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた更なる授業改革を推進することとなりました。また、昨今は経験豊富な教員が大量に退職し、毎年、多くの新規職員が採用されています。

このような中、子ども一人ひとりの力を引き出し健やかな心身を育むため、子ども一人ひとりに向き合い、子どもや保護者、地域住民から信頼される人間性豊かな教職員の育成が求められます。

| 県教育委員会主催の主な研修 (経験年数に応じて受講) | 市教育委員会主催の主な研修※1 (教育の動向や課題に応じた内容で開催) |
|-------------------------------|--|
| 初任者研修 | 学習指導要領の改定に伴う授業や評価の見直し |
| 2年目研修 | 若年層を対象にした授業や生徒指導に関わる研修 |
| フォローアップ研修 (3年目) | 特別支援教育、外国語教育、道徳教育、ICT活用 |
| 中堅教諭等資質向上研修 (10年目) | 退職を迎える校長による講話 |
| 専門研修 (30年目) | 指導主事による学校訪問での授業研修 |

2 課 題

- ・若年層教員を中心に、主体的・対話的で深い学びを促す学習指導、保護者・地域と連携する学級づくりや生徒指導に関する研修の充実を図る必要があります。
- ・ICT機器を授業に活用できる教職員の育成が急務です。

※1 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響等を考慮し、実施していない。

3 主な取り組み

| 事業名 | | 事業概要 |
|-----------------------|-----------|---|
| 教育課題調査研究事業 (教職員研修) | | これからの学校教育を担う教職員の資質・能力向上のため、世の中の動きや現場のニーズに沿った研修を行う。 また、キャリアステージに応じた研修を通し多様な専門性をもつ人材育成を図る。 |
| 事業コード | I-8-(1)-① | |
| 担当 | 教育支援課 | |

トピックス

教職員研修の取り組み（平成31年度）

教育委員会では、次のとおり多くの研修会を主催しています。

5月・若年層教職員を対象に学習指導、生徒指導（講師：県総合教育センター指導主事）

8月・全教職員を対象に学習指導、学級経営、ICT教育等

（講師：大学教授、教育事務所指導主事、通信教育社員、学校長）

12月・若年層教職員を対象に特別支援教育、生徒指導（講師：市教育委員会）

その他・板書エキスパート・白井ティーチングエキスパート認定事業により板書・授業の模範となる教職員の育成

・若年層教員に対する指導主事訪問や相互参観により指導力の向上を推進

【研修会参加者の声】

- ・新しい学習指導要領のポイントが分かり、授業づくりのヒントをたくさん示していただいたことが良かった。
- ・先生方との対話を通して課題を追究したことで、自分の考えを見直し新しい視点に気付くことができた。
- ・研修後のアンケートの満足度は97～100%。



基本方針 I 学校教育▷方針 8 教職員の育成

▷施策(2) 教職員の職場環境の整備・充実

1 現 状

学校を取り巻く環境の複雑化・多様化に伴い、教職員に求められる業務や役割も大きくなったことから、近年では教職員の長時間労働が社会問題となり、学校においても働き方改革が求められます。

学校における働き方改革の目的は、教職員が心身ともに健康に保つことができる環境を整え、児童生徒と向き合う時間を確保することで、児童生徒の成長に合わせた、効果的な教育活動を持続的に行うことができるようにすることです。

教職員の働き方改革を進めるためには、「業務改善の推進」「部活動の負担軽減」「勤務時間に関する意識改革と時間外勤務の抑制」「学校を支援する人材の確保」「学校・家庭・地域及び関係機関との連携の推進」など、総合的な取り組みを行う必要があります。

教育委員会では、これらの取り組みを進めるほか、時間外電話応答装置の導入や夏季休業や冬季休業期間における学校閉庁日の実施など、教職員の負担軽減に努めているところです。

2 課 題

- ・教職員一人ひとりが勤務時間を意識し、限られた時間の中で、計画的・効率的に業務を行う「働き方」への意識改革が求められます。
- ・教員の部活動指導に係る負担軽減のため、「白井市小中学校部活動ガイドライン^{※1}」に則り、部活動数や活動場所、大会参加の有無など、各校の事情に応じた「学校の部活動に係る活動方針」を策定し、周知の上で実践していく必要があります。
- ・学校においては、授業・行事の準備、校務分掌に位置付けられた事務や会議などの他、学校に寄せられる意見や要望への対応など、時間外の対応とならざるを得ないものも多いことから、教育委員会では、個別の要望等への組織的対応の参考例を集積し学校と共有するなど、効果的な支援を図る必要があります。

3 主な取り組み

| 事業名 | | 事業概要 |
|--------------|-----------|---|
| 教職員の働き方改革の推進 | | 「業務改善の推進」「部活動の負担軽減」「勤務時間に関する意識改革と時間外勤務の抑制」「学校を支援する人材の確保」等の方針のもと、具体的な方策を講じ、働き方改革を推進していく。 |
| 事業コード | I-8-(2)-① | |
| 担当 | 学校政策課 | |

| トピックス | 教職員の働き方改革の推進 | | | | | |
|--|--------------|--------------|------|------|--------------|------|
| <p>文部科学省では、教職員のこれまでの働き方を見直し、自らの授業を磨くとともに、その人間性や創造性を高め、子どもに対して効果的な教育活動を行うことができるようにすることを目的として、学校における働き方改革を進めています。</p> <p>千葉県では、令和2年3月に「学校における働き方改革推進プラン」を改訂し、「業務量の適切な管理等に係る取り組みを推進し、原則として条例等で定める勤務時間を超える在校等時間が1か月当たり45時間、1年当たり360時間を超えないようにする。」という目標を示しています。</p> | | | | | | |
| 市内小中学校の月あたり45時間を超える時間外在校教職員の割合 | | | | | | |
| | 小学校 | | | 中学校 | | |
| | 対象者 | 45時間超 在校者 | % | 対象者 | 45時間超 在校者 | % |
| 令和2年度 | 197人 | 104人 | 52.8 | 126人 | 86人 | 68.3 |
| 平成31年度 | 201人 | 141人 | 70.1 | 127人 | 106人 | 83.5 |

基本方針I 学校教育▷方針9 特色ある学校づくり

▷施策(1) 地域との連携・協働の推進

1 現 状

「学習指導要領」で示されている「社会に開かれた教育課程」を実現するために、学校は、地域との連携・協働を一層進めていくことが重要です。

地域人材活用事業^{※1}により地域の実情や特性を活かした学校づくりを実施することで、地域への愛着や地域の担い手としての自覚が生まれ、子どもの豊かな心の育成につながっています。

また、地域に開かれ信頼される学校づくりを推進するため、保護者や地域への学校行事など教育活動の場の公開、「学校を核とした県内1000箇所ミニ集会^{※2}」の開催、「学校だより」やホームページを活用し、情報提供を行うなど「開かれた学校づくり」の推進に努めています。

さらに、地域社会に開かれた学校づくりを推進するため、学校を核とした地域との連携を強化し、地域が学校の応援団となり子どもを育ていく体制づくりが必要であることから、コミュニティ・スクール^{※3}設置に向けた調査・研究の実施、モデル校の設置について検討していきます。

平成31年度1000か所ミニ集会テーマ

| 小学校 | テーマ | 中学校 | テーマ |
|-------|-------------------------|------|----------------------|
| 白井第一小 | AED講習を通じて子どもの安全を考える | 白井中 | 薬物乱用防止について地域でできること |
| 白井第二小 | 魅力ある学校づくりについて | 大山口中 | 学校・親と子の関わり方について |
| 白井第三小 | 命の尊さ・大切さについて | 南山中 | 豊かな心を育成するための読書活動について |
| 大山口小 | 学校・保護者・地域との連携について | 七次台中 | 子育てと地域の連携 |
| 清水口小 | 地域と連携した防災活動について | 桜台中 | 学校と地域が理解を深め合うために |
| 南山小 | 食について考える | | |
| 七次台小 | 学校と地域の連携について | | |
| 池の上小 | 情報機器・インターネットの安全な使い方について | | |
| 桜台小 | 子どもたちのために大人ができること | | |

2 課 題

- ・大規模災害等の発生に備え、家庭や地域と連携した防災教育や防災対策など一層進めていく必要があります。
- ・「学校だより」や「ホームページ」など、より一層の内容の精選やタイムリーな更新に努め、情報発信を行っていく必要があります。

※1 各学校が、地域の人材と教育力を生かして、創意工夫を凝らした特色ある教育を展開する事業。
 ※2 県内全公立学校を会場に学校職員と保護者、地域住民が学校・家庭・地域の様々な教育課題について本音で語り合う集会。

3 主な取り組み

| 事業名 | | 事業概要 |
|----------------------|-----------|---|
| コミュニティ・スクールの調査・研究、導入 | | 各学校が地域の実情や特性を活かし、創意工夫を凝らした特色ある教育を展開するとともに、コミュニティ・スクールの取り組みを調査・研究することで、地域とともにある学校づくりを推進する。 |
| 事業コード | I-9-(1)-① | |
| 担当 | 学校政策課 | |

| トピックス | コミュニティ・スクール |
|--|-------------|
| <p>保護者や地域住民等が、一定の権限や責任を持って学校運営に参画し、多くの大人や専門性の高い地域人材の力を生かし、社会全体で子どもを育てていきます。</p> <p>登校時の安全指導や美化活動の充実化、地域の方々との多様な体験をとおしたコミュニケーションの育成、地域からの支援体制の構築等、様々な教育効果が期待できます。</p> | |

※3 学校と保護者、地域住民が力を合わせて学校の運営に取り組み、地域とともにある学校づくりが可能になる仕組み。

基本方針I 学校教育▷方針9 特色ある学校づくり

▷施策(2) 小中連携教育の推進

1 現 状

白井市教育大綱の基本目標で定める「未来を生き抜く力」を育むためには、これからの小中学校はさらなる円滑な接続を図り、義務教育9年間を通じて児童生徒の学びの連続性を保障することにより、一貫した教育の充実を図る必要があります。

教育委員会では、小学校から中学校への生活面、学習面の接続が円滑に行えるよう、中学校教員による小学校6年生を対象とした授業の実施、小中学校の教員合同による研修会や担当者会議など、様々な分野で情報交換し共有することにより連携を図っています。

また、義務教育学校^{※1}及び小中一貫型教育^{※2}に関する調査・研究を進めます。

さらに、校務支援システム^{※3}や教育委員会のホームページを活用し、市内各校の取り組みを共有できる環境づくりを進めています。

千葉県及び全国の義務教育学校・小中一貫校の設置状況

| | 義務教育学校 | | 小中一貫校 | |
|-----|--------|--------------|-------|-------------|
| 千葉県 | 2校 | 塩浜学園(市川市) | 2件 | 長狭学園(鴨川市) |
| | | 下総みどり学園(成田市) | | 加茂学園(市原市) |
| 全 国 | 48校 | 国立大学2 | 253件 | 国立大学1 |
| | | 都道府県、市町村46 | | 都道府県、市町村246 |
| | | | | 学校法人6 |

(出典) 文科省 HP

2 課 題

- ・小学校、中学校それぞれの授業や児童生徒の取り組みを参観する機会を設けることにより、教職員の交流を増やし、より良い連携を推進していくための職場環境づくりが必要です。
- ・担当者だけではなく、中学校区内で学校、家庭、地域が連携し、義務教育の9年間をもって子どもの成長を見守る体制づくりが必要です。

※1 小学校の課程から中学校の課程までの9年間を一貫して行う学校のこと。
 ※2 すでにある小学校と中学校を組み合わせで一貫教育を行う学校のこと。
 ※3 「施策I-6(2) 教職員校務のICT化の推進」に記載のとおり。

3 主な取り組み

| 事業名 | | 事業概要 |
|-----------|-----------|---|
| 小中連携教育の推進 | | 中学校区ごとの授業参観等の研修会や、小学校6年生の体験入学等の実施、生徒指導担当者による情報交換等、9年間で児童生徒を育てるとともに、義務教育学校及び小中一貫教育の調査・研究を行う。 |
| 事業コード | I-9-(2)-① | |
| 担当 | 学校政策課 | |

トピックス

小中連携の推進

小学校、中学校では、対象とする児童生徒の発達段階が異なるため、学習指導、生徒指導において職務の性質が異なります。それを互いに認め合うことで学び合い、さらに、家庭、地域と連携して義務教育9年間で子どもを育てるといった認識が教育活動の充実につながっていきます。

基本方針I 学校教育▷方針10 安全・安心な学校づくり

▷施策(1) 安全・安心な教育環境の整備・充実

1 現 状

教育委員会では、平成15年から建築物の耐震化と併せ大規模改修工事^{※1}を行い、現在では14校の内10校の校舎で大規模改修工事を実施するとともに、平成31年度には全ての普通教室にエアコンを設置するなど、安全で快適な学校施設となるよう整備してきました。

また、児童生徒の登下校時や学校生活での安全確保については、教育委員会や学校のほか、市長部局や警察、PTAなどと連携し、通学路の合同点検を実施するとともに、保護者や学校ボランティアなどの見守り活動、警備会社の指導のもと不審者対応訓練などに取り組んでいます。

長寿命化計画における建物劣化状況調査結果（校舎・体育館のみ）

| 施設名 | 建物名 | 構造 | 延床 | 建築年度 | 劣化状況評価* | | | | | |
|--------|----------|----|-------|------|-----------|----|----------|----------|----------|---------------|
| | | | | | 屋根・ 屋上 | 外壁 | 内部 仕上 | 電気 設備 | 機械 設備 | 健全度 100点満点 |
| 南山中学校 | 体育館 | S | 1,135 | S52 | D | D | D | C | B | 22 |
| 七次台中学校 | 校舎 | RC | 5,681 | S59 | D | D | C | C | C | 29 |
| 桜台小学校 | 校舎 | RC | 5,722 | H6 | C | D | C | C | C | 31 |
| 七次台小学校 | 体育館 | RC | 851 | S59 | D | D | C | B | B | 38 |
| 池の上小学校 | 校舎 | RC | 5,574 | H2 | D | D | C | B | B | 38 |
| 大山口小学校 | 校舎1 | RC | 4,546 | S52 | C | C | C | C | C | 40 |
| 桜台小学校 | 体育館 | RC | 1,208 | H6 | C | D | B | C | C | 45 |
| 桜台中学校 | 校舎 | RC | 4,946 | H6 | C | D | B | C | C | 45 |
| 桜台中学校 | 体育館・柔剣道場 | RC | 2,038 | H6 | D | D | B | B | B | 51 |
| 池の上小学校 | 体育館 | RC | 1,050 | H2 | C | D | B | B | B | 53 |

*A:概ね良好 B:部分的に劣化 C:広範囲に劣化 D:早急に対応する必要がある

主要な特別教室のエアコン設置率（令和元年8月現在）

| 種別 | 教室数 | 設置教室数 | 未設置教室数 | 設置率 |
|-------|-----|-------|--------|-----|
| 特別教室* | 104 | 33 | 71 | 32% |

*特別教室：音楽室、図書室、コンピュータ室、理科室、図工室（美術室）、家庭科室

※1 建築後35年を目途に校舎や体育館の屋根、外壁、給排水設備等の改修のほかエレベーター設置など機能回復や向上を図る工事であり、今後は七次台中、池の上小、桜台小・中学校を実施する予定。

2 課 題

- ・校舎の大規模改修工事が終了していない4校については、老朽化の進展により大規模改修工事の時期となっています。
- ・新型コロナウイルスの影響により夏期休業が短縮されるなど、特別教室へのエアコン設置がますます求められます。

3 主な取り組み

| 事業名 | | 事業概要 |
|--------------|------------|---|
| 小中学校教育環境向上事業 | | 児童生徒や教職員が、より安全で快適に学校生活を送れるよう教育環境の向上を図るため、特別教室のエアコンや老朽化した児童生徒用の机・いすの整備について検討を行う。 |
| 事業コード | I-10-(1)-① | |
| 担 当 | 教育総務課 | |

| 事業名 | | 事業概要 |
|-------------|------------|--|
| 小中学校施設改修等事業 | | 安全安心を最優先に、社会状況の変化に対応した学校施設に求められる機能を確保するため、「白井市学校施設の長寿命化計画」に基づき、校舎等の大規模改修及び長寿命化改修を行う。 |
| 事業コード | I-10-(1)-② | |
| 担 当 | 教育総務課 | |

| 事業名 | | 事業概要 |
|----------|------------|--|
| 学校安全対策事業 | | 教育委員会や学校のほか、P T A、警察など関係各所と連携し、通学路の合同点検を実施する。登下校時の見守り活動により交通事故や不審者による被害を防ぎ、児童生徒の安全を確保する。 |
| 事業コード | I-10-(1)-③ | |
| 担 当 | 学校政策課 | |

基本方針Ⅱ 家庭教育▷方針1 子育ての悩みへの支援

▷施策(1) 家庭教育支援体制の強化

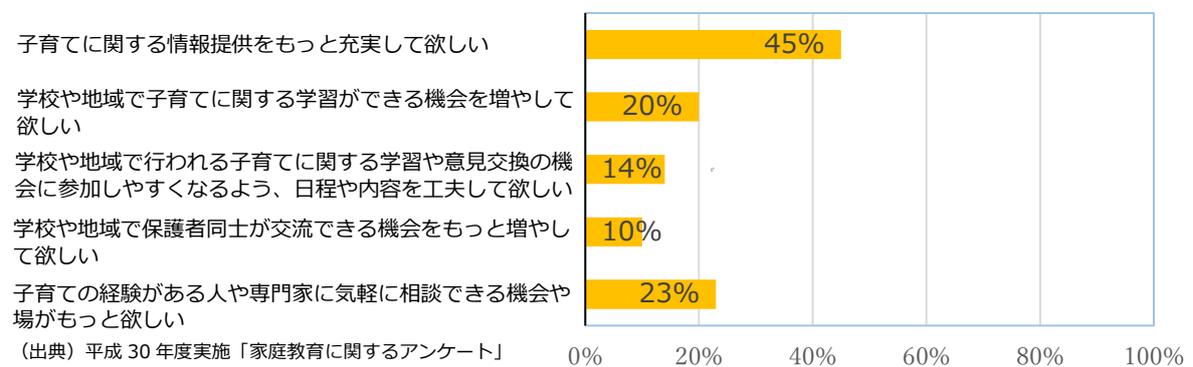
1 現 状

未来を担うすべての子どもは「社会の宝」です。これまで子育てについては、家庭がその多くを担ってきましたが、核家族化や就労形態の変化などにより家庭の負担が増えていることから、社会で支えることが求められます。

市では「子育てしたくなるまちづくり」を目標に、子育てを支える仕組みづくりに取り組んでいます。しかしながら、平成31(2019)年1月に実施した「白井市子育て支援に関わるアンケート調査」では、「子育ての仲間がいますか」という問いに、11.0%の方が「いない」と回答するなど、子育ての孤立が懸念されています。

教育委員会では、家庭教育講座や就学時検診時の子育ての講演会の開催、家庭教育通信の発行などにより家庭教育支援を行ってきましたが、子育てに関する問題が多様化、複雑化するなか、保護者の主体性とニーズを尊重し、より豊かな子育てが可能になるように家庭教育支援体制の強化を図っていきます。

市の子育て支援の取り組みについて望むこと



2 課 題

- ・保護者や元教員、元保育士等を活用した家庭教育サポーターなど、子育て支援に携わることができる人材の発掘、育成のほか、気軽に相談できる場所の提供が必要です。
- ・SNS^{※1} やウェブ会議用のアプリを活用し、子育てに関する情報提供、保護者の交流や相談の場を創出するなど新たな仕組みづくりが必要です。

※1 ソーシャルネットワーキングサービス (Social Networking Service) の略で、登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービスのこと。

3 主な取り組み

| 事業名 | | 事業概要 |
|--------------|-----------|---|
| 家庭教育のサポーター育成 | | 子どもや保護者が安心して生活することができるよう、保護者や子育て支援関係者に対して、子育てに関する情報提供や集える場の提供を行う。 |
| 事業コード | Ⅱ-1-(1)-① | |
| 担当 | 生涯学習課 | |

トピックス

「コロナ禍」の中での家庭教育支援

令和元年に発生が確認された新型コロナウイルス感染症は、世界的な大流行（パンデミック）となり、日本においても、全国に新型コロナウイルス感染症が拡大し、学校が臨時休業になったり、保護者が在宅勤務をするようになったりと、日常の生活習慣に大きな影響をもたらしています。その間、家庭内でも色々な問題も発生していたという報道もあります。

「新しい生活様式」が求められている今、少しでも家庭で悩む保護者を支援できるように家庭教育のあり方についても新しい目線で考え、まずは家庭教育講座の一部をSNSでライブ配信ができないかなど、検討を始めています。

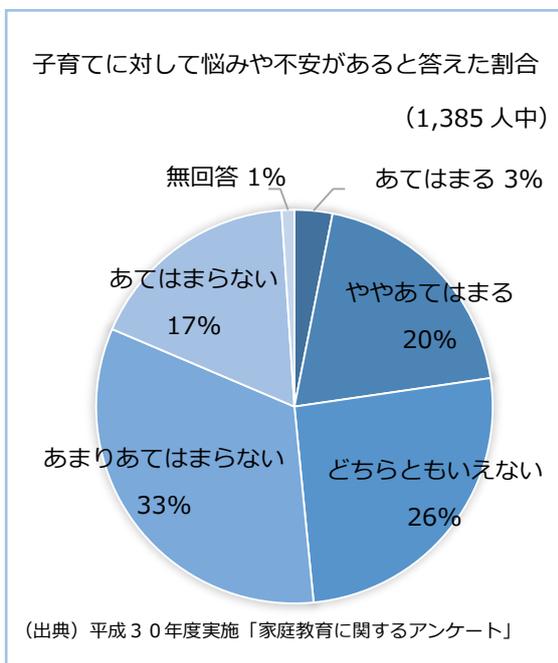
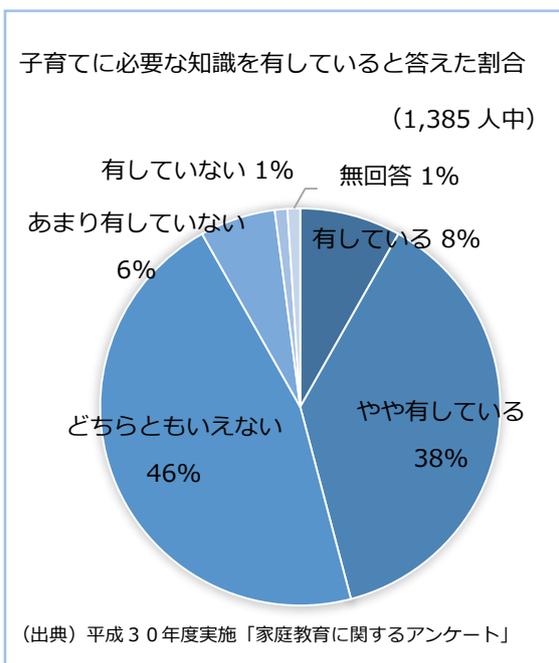
基本方針Ⅱ 家庭教育▷方針2 子育ての学びへの支援

▷施策(1) 親を応援する学習機会や情報の提供

1 現 状

すべての教育の出発点である「家庭教育」は、子どもの基本的な生活習慣や豊かな情操、他人への思いやり、善悪の判断など基本的な倫理観、自立心や自制心、社会のルールなどを身につける上で、重要な役割を担っています。

しかし、現代は、子育てに多くの大人が関わりにくくなったり、家庭教育に関する情報や技術を自然と身につけるための経験の場が減っており、親の子育てに対する負担感が増加しています。



2 課 題

- ・「親の育ち」※1を応援することで、親の不安や悩みの軽減につながるきっかけづくりを提供する必要があります。
- ・親自身が家庭での子育てやしつけについて、学び考える機会とするための、家庭教育に関する情報の提供が求められます。

※1 子育てしていく中で、親としての気持ちや自信が育っていくこと。

3 主な取り組み

| 事業名 | | 事業概要 |
|--------|------------|---|
| 家庭教育事業 | | 保護者の子育てに対する関心の高いものを把握し、若い世代も含め、講座や講演会の実施、家庭教育に関する情報を提供する。 |
| 事業コード | II-2-(1)-① | |
| 担当 | 生涯学習課 | |

| トピックス | ドリームサポーター講座を受講して【参加者の声】 |
|-------|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・毎日一杯一杯の生活の中、講座を受講して子どもの前では笑顔でいたいなと思いました。子どもからもたくさん元気をもらいながら、明るく楽しく過ごしていきたいです。(PEP TALK 講座を受講して) ・自分の「怒り」を振り返ってみると、どれもたいしたことではないと気がつきました。自分のことを分析し冷静になって子どもに思いを伝えられるようになりたいです。 (アンガーマネジメント講座を受講して) ・できないことに目を向けるのではなく、できること、好きなこと、能力の素晴らしいところをさらに伸ばしていくのは、子どもと一緒に行動することが基本だと改めて思いました。(勇気づけの子育て(発達障がい) 講座を受講して) |

基本方針Ⅲ社会教育▷方針1 学びの拠点づくり

▷施策(1) 地域に密着した多様な学習機会の提供

1 現 状

近年、社会状況の変化に伴い市民のライフスタイルの多様化とともに、生涯学習に対する意欲も高まっています。

社会教育施設^{※1}には、市民が「いつでも」「だれでも」「どこでも」気軽に学び、生涯にわたって学び続けられる環境づくりと、併せて、地域で活躍する「人づくり」の面においても、その役割が求められます。

教育委員会では、社会教育施設に指定管理者^{※2}制度を導入し、民間のノウハウの活用と、児童館や老人憩いの家を併設している「複合施設」^{※3}という強みも活かし、地域に密着した学習機会の提供に努めています。

また、指定管理者の事業の実施に際してはモニタリングを実施し、それぞれの指定管理者の事業の特長や運営状況を把握し、必要に応じて助言・相談・協議を行っています。

2 課 題

- ・ 変化する地域課題の把握と課題解決に資する講座等の開催や、自分の住む地域を意識した人材を育てるための学習機会を提供することが求められます。
- ・ 指定管理者制度を導入したことにより、民間のノウハウを活かした学習が提供できる一方、社会教育施設の重要な役割を損なうことがないよう配慮し、支援していく必要があます。
- ・ 新型コロナウイルス感染症拡大により「新しい生活様式」が示されている中、新しい学びの提供方法についても検討が求められます。

※1 市民の学習拠点となる施設。公民館や図書館、青少年教育施設などがある。
 ※2 地方公共団体が、公の施設の管理を行わせるために、期間を定めて指定する団体のこと。
 ※3 同一の建築物または敷地内にある複数種類の施設からなる施設の一般的な呼び方。

3 主な取り組み

| 事業名 | | 事業概要 |
|----------|-----------|--|
| 公民館活動の充実 | | 公民館を管理運営する指定管理者に対して、市の施策を踏まえた学習機会の提供を行うように、情報提供や助言を行うとともに、民間の活力を生かし地域課題解決を目指した講座や事業などの運営ができるように支援する。 |
| 事業コード | Ⅲ-1-(1)-① | |
| 担当 | 生涯学習課 | |

| トピックス | 公民館を指定管理者制度にして・・・ |
|--|-------------------|
| <p>市では、公民館や児童館、老人憩いの家からなっている市内センターの管理運営を一括して行う「指定管理者制度」を県内でも早いうちから導入しました。様々な指定管理者による運営を行うことで、多種多様な講座や事業が実施されており、今ではしっかり地域に根付いた管理運営を行っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○青少年女性センター 平成 18 年度から ○白井駅前公民館 平成 21 年度から ○西白井公民館、桜台公民館 平成 22 年度から ○学習等供用施設 平成 29 年度から | |

基本方針Ⅲ 社会教育▷方針 2 人と地域を結ぶ学びづくり

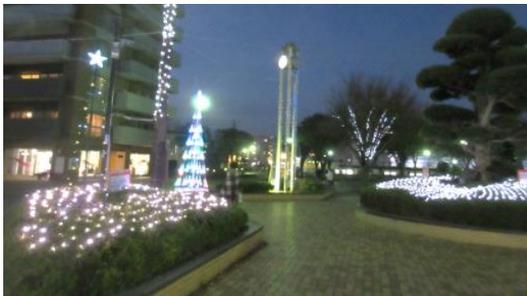
▷施策(1) 地域交流の場の提供

1 現 状

昭和 50 年代、千葉ニュータウンの開発に伴い、地域交流の場として社会教育施設が整備され多くの人が集い、地域を「つなぎ」「結んで」きました。

近年は、地域の交流が少なくなっていると言われる一方、近年の大規模災害^{※1}の発生により、改めて地域の交流が見直されています。

市では、指定管理者制度により民間のノウハウを発揮しながら、「つなぎ」「結び」の場として、それぞれの社会教育施設で地域の特色を活かした交流事業を展開し、幅広い年齢層が来館するよう努め、地域交流の活性化を図っているところです。



白井駅前センター主催事業 「輪音」の様子。チャリティを通じて地域で活動している団体へ寄付を行っている。

2 課 題

- ・地域のつながりの希薄化が進んでいると言われる中、施設利用者の高齢化や減少など、地域の拠点として役割を果たすことが難しい状況です。今後も市民の「つなぎ」「結ぶ」の役割を担っていけるよう、指定管理者と連携し多くの市民が活用できる事業展開が必要です。
- ・災害時には、避難所や地域の活動拠点となる施設であることから、社会教育施設が地域としっかりとつながり災害時においても十分機能を発揮できるよう取り組む必要があります。

※1 令和元年9月の台風15号、10月の台風19号による被害は市内のみならず、全国に大きな被害をもたらした。

3 主な取り組み

| 事業名 | | 事業概要 |
|-----------|-----------|--|
| 社会教育環境の整備 | | 市民が気軽に地域交流の場に参加できる機会を提供できるよう、社会教育関係団体やサークル、自治会、指定管理者、行政などが連携し環境を整える。 |
| 事業コード | Ⅲ-2-(1)-① | |
| 担当 | 生涯学習課 | |

トピックス

「地域の居場所」としての重要性

【指定管理者職員の声】

開館していると、窓口に「おはよう！今日も来たよ！」「皆さん元気？」と地域の人達が職員に必ず声をかけてくれます。ほぼ毎日来ていた方が、数日顔を見せてくれないと「何かあったのかな？」と心配になってしまうほど、地域の人達との繋がりが生まれています。人により居場所はさまざまですが、地域のセンターに居場所を求めている人もいることは確かです。今後とも、地域に根差した運営を行っていきたいと思っています。

基本方針Ⅳ生涯学習▷方針1 子どもの放課後の学びづくり

▷施策(1) 子どもの安心・安全な居場所づくり

1 現 状

次世代の担い手である子どものために「地域の子どもは地域で育てる」という意識づくりは、子どもの安心・安全な居場所づくりにおいても大切です。

教育委員会では、放課後の子どもの安心・安全な居場所づくりとして、白井第二小学校、大山口小学校、中木戸公園競技広場に、それぞれ「放課後子ども教室」※1を開設して、地域の人たちと一緒に子どもの成長を見守り、子どもが地域で安心して育つことができる環境をつくっています。



テーマに沿った全体遊び



遊具による自由遊び

2 課 題

- ・家庭、学校、地域が一体となり「地域の子どもは地域で育てる」という意識を向上させつつ、子どもを安心・安全に見守るための居場所の確保が必要となっています。
- ・すべての子どもが参加できるよう、放課後子ども教室と各小学校に開所している放課後児童クラブ（学童保育）との連携や一体的な運用を検討する必要があります。
- ・地域の人材不足により子どもを安心・安全に見守ることも難しい状況になってきているため「放課後子どもプラン推進委員会」※2の議論も踏まえ、放課後子ども教室の運営や支援について検討していく必要があります

※1 放課後に地域住民の協力を得ながら子どもの安全・安心な活動拠点を設け、子どもの豊かな人間性を育成するとともに、子どもと大人の積極的な参画・交流による地域コミュニティの充実を図る事業。

3 主な取り組み

| 事業名 | | 事業概要 |
|------------|------------|---|
| 放課後子ども教室事業 | | 全ての児童が、放課後を安心・安全に過ごすことができるように、放課後子ども教室を開設する。また、放課後児童クラブ（学童保育）との一体化の運営についても検討を行っていく。 |
| 事業コード | IV-1-(1)-① | |
| 担当 | 生涯学習課 | |

| トピックス | 放課後児童クラブ（学童保育）との連携の第一歩 |
|--|------------------------|
| <p>白井第二小学校では、平成31年度に、放課後子ども教室と放課後児童クラブの連携カリキュラムとして流しそうめんを実施しました。</p> <p>当日は天気にも恵まれ、水鉄砲やシャボン玉遊び、本物の竹を使った流しそうめんやスイカ割りをして、大盛り上がり！</p> <p>保護者の方にも参加していただき、活動の様子を知っていただく良い機会となりました。</p> <p>今後も多種多様なアイデアを用いて、家庭、学校、地域、そして放課後児童クラブとの連携を深めながら、子どもの居場所づくりをすすめていきます。</p> | |

※2 放課後子ども総合プランに関する施策を総合的かつ一体的に推進するとともに、関係機関及び関係団体等との連携・協力を促進するために設置された教育委員会の附属機関。

基本方針Ⅳ生涯学習▷方針 2 生涯学習の推進

▷施策(1) 生涯を通じて学べる場の提供

1 現 状

「人生100年時代」を迎え、一人ひとりが生きがいのある充実した生活を送るため、生涯を通じて、いつでも、どこでも学習し続けることが重要となっています。

教育委員会では、健康づくりや仲間づくりなどを支援する市民大学校の開設とともに、社会教育施設においても講座などを実施し、学習機会の提供と人材育成を図っています。

さらに、子どもが実社会と関わり、自分を見つめ直す機会とするため、中学2年生を対象に立春式事業を実施するなどし、少年期から生涯学習に取り組めるよう努めています。



【市民大学校でのグループワークの様子】

さまざまな地域の人達がグループワークを通じて他の地域を知るきっかけとなっている。



【立春式事業の一環である職業体験の様子】

市役所の職業体験では、実際の現場へ赴き、そこの仕事を体験

2 課 題

- ・地域で活動している団体などの高齢化が進んでいることから、新たな人材の確保や育成が求められます。
- ・教育委員会では、学びの提供ができる人材や団体の育成を進め、また、既に学びの提供を実施している団体への支援策について検討します。
- ・「誰もが生きがいをもち、地域社会に参加する生涯学習の推進」を目指し、生涯学ぶことのできる環境（SNSの利用など新たな学習機会の提供方法、若者や働く世代が気軽に参加できる場の提供など）を整えていく必要があります。

3 主な取り組み

| 事業名 | | 事業概要 |
|---------|------------|--|
| 市民大学校事業 | | 地域の魅力発見や健康など、それぞれの学部のテーマに沿った学習の場を提供し、市民の主体的な「学び」と市民の「参加」によるまちづくりを総合的に支援する。 |
| 事業コード | IV-2-(1)-① | |
| 担当 | 生涯学習課 | |

| 事業名 | | 事業概要 |
|-------|------------|---|
| 立春式事業 | | 多様化する生徒の個性、能力、適性等に配慮し、社会への仲間入りを自覚させるきっかけとして、市内に在学する中学2年生を対象に立春式事業を実施し、その事業に対して支援する。 |
| 事業コード | IV-2-(1)-② | |
| 担当 | 生涯学習課 | |

トピックス

豊かな地域生活のための学びの場～白井市民大学校～

白井の魅力や健康についてなど、市民の皆さんのニーズに沿った学びの場を提供し、「地域活動やボランティアをしてみたい!」、「何か新しいことを始めたい!」という人たちの背中を押すような講座を実施しています。

受講した皆さんは卒業後、団体を立ち上げたり、既存の団体の活動に参加し、地域生活をより豊かに過ごすため、地域貢献や趣味活動をしています。

これからも市民大学校では、生活様式の変化に応じて多様化する学習ニーズに柔軟に対応した事業運営を進めていきます。

基本方針Ⅳ生涯学習▷方針 2 生涯学習の推進

▷施策(2) 図書館サービスの充実

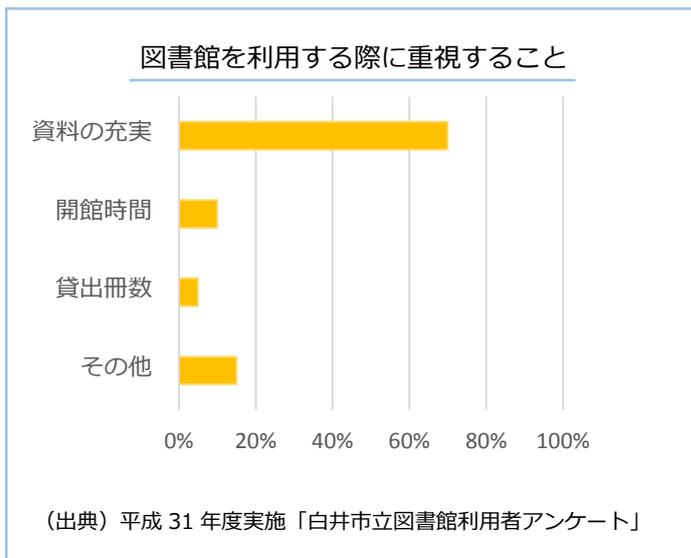
1 現 状

図書館は図書館法により、社会教育法に基づき、国民の教育と文化の発展に寄与することを目的とし、資料を収集・整理・保存し、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することが定められた施設です。

サービスの対象は乳幼児から大人まで幅広く、そのライフステージにあった資料や情報を提供しています。

また、市役所各課との連携や複合施設の利点を活かし郷土資料館、プラネタリウム館との事業を開催しています。さらに市民団体と協働して様々なイベントを行い、利用者から好評を得ています。

これからは、社会情勢の変化にあわせて、電子書籍の導入など情報機器の充実を図り、地域の課題解決につながる情報提供及び子どもの居場所づくりなど、多様な役割を果たせるように努めます。



2カ月ごとに行う企画展示（入口展示棚）



令和元年「ビブリオバトルinしろい」出場者

2 課 題

- ・ 求められている多様な役割に対応するため、図書館の機能を踏まえたサービスの提供を図る必要があります。
- ・ 図書の実質を図るとともに、紙媒体以外のデータツールの集積と提供に努める必要があります。

3 主な取り組み

| 事業名 | | 事業概要 |
|-----------|------------|---|
| 図書館サービス事業 | | 市民の生涯学習を支援するため、知識と情報を提供し、利用者層・利用目的に対応したサービスを行う。 |
| 事業コード | IV-2-(2)-① | |
| 担当 | 図書館 | |

| 事業名 | | 事業概要 |
|-----------|------------|---|
| 図書館資料整備事業 | | 市民の読書要求に応じるため、図書・雑誌・新聞などの資料の充実と社会情勢にあった蔵書構成を目指す。データベースなど最新の情報ツールを提供するとともに、電子書籍の導入を検討する。 |
| 事業コード | IV-2-(2)-② | |
| 担当 | 図書館 | |

| トピックス | 図書館 |
|-------|--|
| | <p>市の図書貸し出しは、昭和25(1950)年の千葉県立図書館ひかり号(移動図書館)の巡回から始まりました。その後、町内の公民館図書室の運営を経て、平成6(1994)年10月に文化センター内に図書館が開館しました。</p> <p>開館当初から活発な利用があり、平成7(1995)年の登録者は26,822人、貸出数は874,321冊で、町立図書館として記録的なものでした。</p> |

基本方針Ⅳ生涯学習▷方針 2 生涯学習の推進

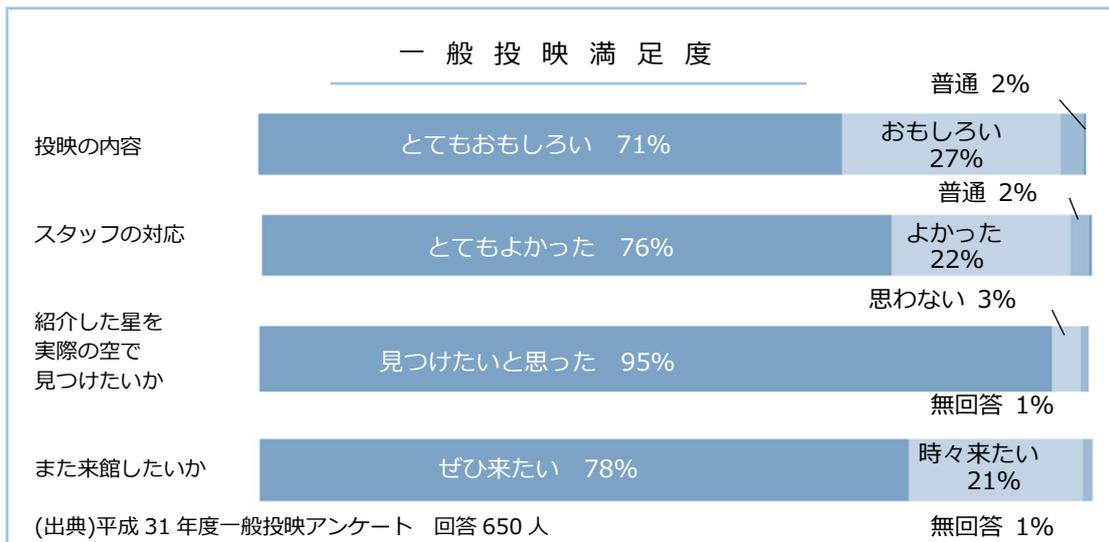
▷施策(3) 天文や宇宙の学習・理解の場の充実

1 現 状

宇宙という広い視野を通し、自己や物事を見つめることは、人間にとって重要であり、人生を豊かにしてくれます。プラネタリウム館では、各年齢層に応じた多様な内容の番組の制作・投映を行い、生涯を通じ継続的に星空に親しむ機会を提供しています。

特に子どもへの天文教育は重要事項と捉え、学校と連携し、年数回の天文分野の授業をドームで行い、児童生徒の宇宙への理解と興味関心を高める手助けをしてきました。投映以外では、観望会[※]や講座を白井天文同好会と協働しながら開催し、地域の人々が天文を通じた交流を行い、活動できる場を提供しています。

また、プラネタリウム館の年間来館者数は約2万3千人、リピーターが半数を占め微増傾向です。今後もすべての事業において、内容やスタッフの対応について、アンケートを実施し、業務改善をしながら市民に親しまれる運営を図っていきます。



2 課 題

- ・多くの事業について、実施していることを知らなかったという意見もあることから、広く情報の発信に努めます。
- ・今後もアンケート結果などを参考に、リピーターの確保と併せ新しい利用者を増やす必要があります。

※1 毎月、定例で昼と夜1回開催、特別な天文現象(日食や月食等)があるときは、特別観望会を開催。

3 主な取り組み

| 事業名 | | 事業概要 |
|--------------|------------|---|
| プラネタリウム館運営事業 | | 星空を通して豊かな心を育むために、ライフステージや客層に応じた事業を企画し、白井のオリジナリティある番組制作や投映を行う。また、宇宙に親しむため、観望会や各種講座をボランティアと協働で開催する。 |
| 事業コード | IV-2-(3)-① | |
| 担当 | プラネタリウム館 | |

| トピックス | みんなで星空を眺めましょう |
|--|---------------|
| <p>プラネタリウム館は、「子どもに宇宙を見せたい、多くの人に星空を通して豊かな心を育み天文や宇宙に対する興味や理解を深めてもらいたい」との思いから、平成6年7月に文化センター内に開館しました。</p> <p>規模は、ドーム径12m、座席数2クラス対応の86席、一方向平面型です。</p> <p>中心の光学式プラネタリウム「クロノスII」では、美しい星空を再現し、前後方2台のプロジェクターでデジタル式プラネタリウム「ステラドームプロ」を映し出し、ダイナミックな宇宙空間の演出を行います。</p> | |

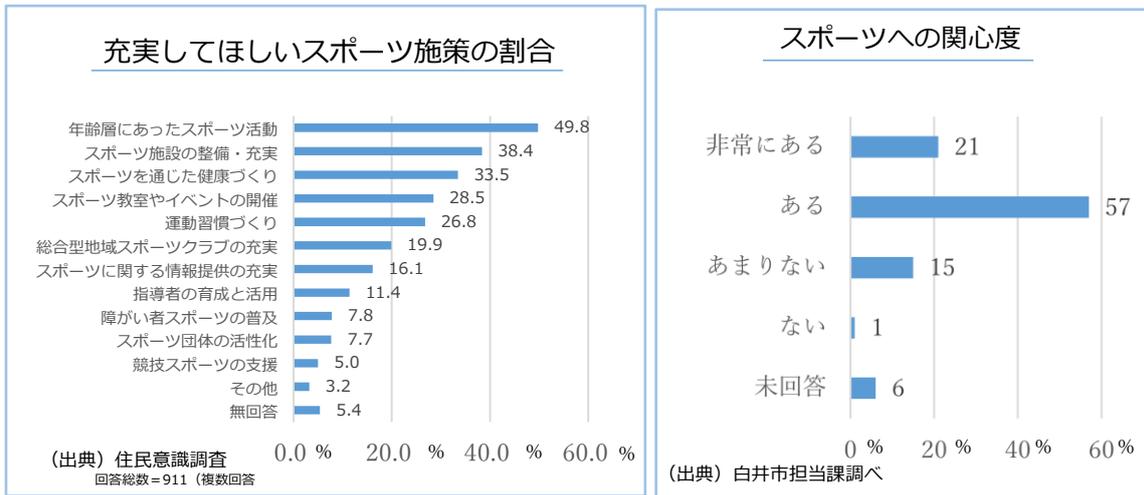
基本方針Ⅳ生涯学習▷方針3 スポーツの推進

▷施策(1) 生涯にわたるスポーツの普及・推進

1 現 状

生涯にわたり健康でいきいきと暮らしたいと誰もが願うものです。このような中、健康やスポーツに対する関心の高まりとともに、スポーツに対するニーズも多様化しています。

教育委員会では、ライフステージに合わせて誰もが身近な場所でスポーツを継続的に行えるよう、スポーツに関する情報提供のほか、総合型地域スポーツクラブの設立や市民大会、梨マラソン大会などスポーツに親しむ環境づくりを推進しています。また、スポーツの振興や競技力の向上を図るためスポーツ推進委員のほか、体育協会やスポーツ少年団など各団体の支援を行っています。



2 課 題

- ・年齢層にあったスポーツ活動を通じ、スポーツの楽しさを実感するとともに、生きがいのある豊かな人生を歩むことができるよう、指導者の育成や活動場所の提供及び周知などスポーツの普及発展に向けた検討を行う必要があります。
- ・各種スポーツ大会や気軽に参加できるスポーツイベントを開催し、スポーツの場の提供やきっかけづくりのほか競技力向上のため各スポーツ団体の活性化が求められます。
- ・障がいのある人が気軽にスポーツを楽しみ、交流を深めることで障がいへの理解を促進するとともに、共に支え合いながらスポーツを楽しむ共生社会の実現を目指します。

3 主な取り組み

| 事業名 | | 事業概要 |
|------------------|------------|---|
| 総合型地域スポーツクラブ支援事業 | | いつでも、どこでも、いつまでもスポーツを親しみ、生涯スポーツの推進を図るため、総合型地域スポーツクラブの活動場所の確保や周知及び地域スポーツ指導者の核となる人材育成の支援を行う。 |
| 事業コード | IV-3-(1)-① | |
| 担当 | 生涯学習課 | |

| 事業名 | | 事業概要 |
|--------------|------------|---|
| 各種スポーツ大会開催事業 | | スポーツの普及振興、運動習慣の定着を図りスポーツの楽しさを実感できるようイベント等を実施するほか、各種大会を開催し競技力の向上を図る。また、スポーツ団体の活性化を図るため支援を行う。 |
| 事業コード | IV-3-(1)-② | |
| 担当 | 生涯学習課 | |

| トピックス | スポーツを通じた地域の活力づくり |
|--|------------------|
| 総合型地域スポーツクラブ | |
| <p>身近な地域でスポーツに親しむことができ、市民により自主的・主体的に運営されている地域密着型スポーツクラブです。地域スポーツの担い手として地域におけるスポーツの振興や、スポーツを通じた地域づくりなど多様な活動を行っています。</p> <p>■市内全中学校区4箇所①桜台中学校区：桜台スポーツクラブ ②大山口、七次台中学校区：ONスポーツクラブ ③南山中学校区：スポーツコミュニティみなみ ④白井中学校区：しろいスポーツヴィレッジ</p> <p>■障がい児者と家族のためのスポーツクラブ：しろいチャレンジド・スポーツクラブ</p> | |
| 白井市スポーツ少年団 | |
| <p>スポーツによる青少年の健全育成を実現するため、子どもたちにスポーツの楽しさや喜びを提供し、健康な身体と心を育てることを目的に活動しています。</p> <p>■団体：18団体 ■種目：野球・サッカー・ミニバスケットボール・剣道</p> | |
| 白井市体育協会 | |
| <p>市民のスポーツの普及・振興に寄与することを目的として健康増進と市民相互の親睦を図るため各種競技大会やスポーツ教室を開催しています。</p> <p>■団体：21団体 ■種目：野球・ソフトボール・卓球・ソフトテニス・弓道・剣道・バレーボール、相撲・陸上・テニス・バドミントン・水泳・バスケットボール・サッカー・クレー射撃・柔道・空手道・ゴルフ・グラウンドゴルフ・太極拳・家庭婦人バレーボール</p> | |

基本方針Ⅳ生涯学習▷方針4文化・芸術の振興

▷施策(1)市民の文化芸術活動の支援

1 現 状

文化芸術活動は、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するもので、その振興には、活動者の自主性を尊重しつつ文化芸術を市民の身近なものとし、大切にすることが不可欠と考えています。市内にも多くの文化芸術団体があり、様々な活動が行われています。

平成31年度の市民文化祭アンケートにおいて、重点をおいてほしい文化事業の項目では、子どもの体験の充実27%、文化祭の充実22%、イベントの充実16%、人材育成14%、文化団体支援13%の順となっています。

教育委員会では、市民文化祭等、様々なイベントを開催する中で、子どもを始めとした多くの市民に対して文化芸術活動を発信する団体を支援し、文化芸術活動を推進しています。



白井市民文化祭 ダンスフェスティバル



白井市民文化祭 音楽祭

2 課 題

- ・文化芸術団体には、文化芸術基本法^{※1}の趣旨などから、これまで以上に自主的かつ主体的に文化芸術活動の充実を図るとともに、文化芸術の継承、発展及び創造に積極的な役割を果たすことが求められます。教育委員会でも文化芸術団体の自主性を尊重しながら支援する必要があります。
- ・市民からは、次世代を担う子どもが、文化芸術活動に触れる機会や市民文化祭の充実による発表の場の提供が求められます。

※1 文化芸術に関する施策の基本理念を明らかにしてその方向を示し、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために平成13年に制定された法律のこと。

3 主な取り組み

| 事業名 | | 事業概要 |
|-----------|------------|--|
| 市民文化祭開催事業 | | 市の文化芸術活動を振興するため、市民文化祭を開催しその運営を行う団体を支援する。 |
| 事業コード | IV-4-(1)-① | |
| 担当 | 生涯学習課 | |

| 事業名 | | 事業概要 |
|--------------|------------|---|
| 文化を支える人材育成事業 | | 市民の自主的な文化芸術活動の創造による地域文化振興を図るため、市内を活動拠点とする包括的な文化芸術活動を行う団体の活動を支援する。 |
| 事業コード | IV-4-(1)-② | |
| 担当 | 生涯学習課 | |

| トピックス | 白井市民文化祭 |
|---|---------|
| <p>昭和32年（1957年）に白井村文化祭として開始された、60年以上の歴史を持つ行事です。現在は市民で構成された白井市民文化祭実行委員会主催で、毎年11月に約1か月かけて、展示・大会、学校展示、芸能祭、音楽祭、ダンスフェスティバルの各行事が開催されています。</p> | |

基本方針Ⅳ生涯学習▷方針4文化・芸術の振興

▷施策(2)文化・芸術の鑑賞機会及び発表の場の提供

1 現 状

文化会館では、市民が文化・芸術への興味や関心を育み、生活へのゆとりや潤いの糧となるよう、演劇、演歌、ポピュラーミュージック、クラシックコンサートや古典芸能など、優れた舞台芸術を鑑賞する機会を提供しています。

また、なし坊ホール（大ホール）やかおりホール（中ホール）を貸し出し、舞台芸術活動の発表の場を提供することにより、市民が自ら演者となり文化・芸術を体現できるよう努めています。

主な文化会館主催事業（自主事業）

| 平成30年度 | 平成31年度 |
|--|---|
| 朴 葵姫 ギター・リサイタル しろいふるさと大使ライブ 上原彩子が贈るくるみ割り人形 人気囃家三人会 千葉県警察音楽隊 安心・安全コンサート | ～舞台～ 煙が目にしみる 千葉県警察音楽隊 安心・安全コンサート ※松田 華音 ピアノ・リサイタル （新型コロナウイルス感染拡大対策のため中止） |

2 課 題

- ・これまで来館したことのない方々にも興味・関心を持ってもらい、より多くの市民に鑑賞頂けるよう魅力ある公演等の提供に努めます。
- ・広く市民が文化・芸術を体現できるよう、積極的な情報提供や利用者サービスの向上に努め、利用者の増加を図る必要があります。

3 主な取り組み

| 事業名 | | 事業概要 |
|------------|------------|--|
| 文化会館管理運営事業 | | 文化会館の緞帳、反響板、せり等の舞台設備、マイク、スピーカ、ミキサー等の音響設備及び舞台を照らすライト等の照明設備、舞台備品、ピアノ等の楽器の維持管理やホールの貸出業務を行う。 |
| 事業コード | IV-4-(2)-① | |
| 担当 | 文化会館 | |

| 事業名 | | 事業概要 |
|--------------|------------|--|
| 文化会館自主事業運営事業 | | 文化会館の自主事業として、演劇、演歌、ポピュラーミュージック、クラシックコンサートや古典芸能など、市民に優れた芸術文化を提供するため、各種公演等を開催する。 |
| 事業コード | IV-4-(2)-② | |
| 担当 | 文化会館 | |

| トピックス | 文化会館 |
|--|------|
| <p>文化会館は、平成6年7月に「市民の芸術・文化の向上及び福祉の増進を図ること」を目的に開館しました。</p> <p>【なし坊ホール（大ホール）】 802席のホールで響きを重視した多目的ホール。練習室2室、楽屋4室等を完備。親子室（6席）や身障者席も配慮されています。</p> <p>【かおりホール（中ホール）】 収容人員300名まで対応できる移動席のホール。ピアノ発表会や講演会、研修会等で利用できます。室内は舞台を有しカーペット敷きのオープンスペースで椅子を並べて客席とするなど催しに応じた利用が可能です。</p> | |



なし坊ホール



かおりホール

▷施策(1) 文化財の保護・調査の推進

1 現 状

文化財は、市の歴史・文化等の正しい理解のために欠かせないものであり、将来の文化の向上発展の基礎となることから、市民の財産として適切に保存、活用していく必要があります。特に、江戸幕府によって設置された馬の放牧場である「小金牧」※1に関連する文化財は、千葉県を代表するものであり、白井市の歴史を特徴づける存在です。

教育委員会では、調査研究により得られた成果を記録し、報告書を刊行するなど次世代に文化財を守り伝えていきます。



国指定重要宅文化財 滝田家



県指定史跡 清戸の泉

2 課 題

- ・市が歩んできた歴史や所有する文化財について、より多くの市民に知ってもらうため、市史編さんや文化財調査を進め、併せて分かりやすく情報を発信する必要があります。
- ・急激な社会変化や土地の開発により、文化財の喪失や伝承者の後継者不足も深刻な状況にあります。市内に所在する文化財について、調査研究し、重要な文化財は「指定文化財」に指定するなど、次世代に引き継いでいく必要があります。

※1 江戸幕府が軍用馬育成のために設置した馬の放牧場。小金牧は千葉県北西部（野田市・柏市・松戸市・白井市・印西市・鎌ヶ谷市・船橋市・千葉市）に広がっていた小金原に設置された牧のこと。江戸幕府の設置した牧は小金牧・佐倉牧・嶺岡牧・愛鷹牧の4つしかなく、そのうち3つの牧が千葉県内にある。

3 主な取り組み

| 事業名 | | 事業概要 |
|------------|------------|---|
| 文化財保護・周知事業 | | 市内の国・県・市指定文化財の良好な状態で保存と活用を図り、市民が文化財に親しむ機会を広げ、市の歴史理解と文化の向上に寄与する。 |
| 事業コード | IV-5-(1)-① | |
| 担当 | 生涯学習課 | |

| 事業名 | | 事業概要 |
|---------|------------|---|
| 文化財調査事業 | | 市内に所在する各種文化財を分野ごとに調査し、報告書にまとめて文化財保護・周知のための基礎資料を整備するとともに、調査成果をもとに各種普及書を作成し、その成果を市民に還元する。 |
| 事業コード | IV-5-(1)-② | |
| 担当 | 生涯学習課 | |

| 事業名 | | 事業概要 |
|------------------|------------|--|
| 埋蔵文化財・文化財記録・保護事業 | | 埋蔵文化財の発掘調査や、文化財の測量調査を実施することで、各種情報を記録化し、保護対策を講じていく。 |
| 事業コード | IV-5-(1)-③ | |
| 担当 | 生涯学習課 | |

| 事業名 | | 事業概要 |
|---------|------------|--|
| 市史編さん事業 | | 将来的な市史編さん事業に備えて、歴史公文書を収集するほか、市史編さん事業に関係する各種情報の収集を行う。 |
| 事業コード | IV-5-(1)-④ | |
| 担当 | 生涯学習課 | |

トピックス

白井市にも多くの文化財があります。未来に伝えましょう。

市には、旧石器時代から人が生活をはじめ、現在に至るまで約2万7千年にわたる長い歴史があります。それらに伴い、市内には縄文時代以降の集落跡をはじめ、古墳、城館址（じょうかんあと）など様々な史跡が存在し、現在128遺跡が埋蔵文化財包蔵地として登録されています。

また、江戸時代以来の古民家や社寺建築、石造物や古文書、民俗行事など現在も市内の至る所で传承されています。巨樹古木といった天然記念物や、近代や現代のものでも市の歴史・文化などを理解するうえで重要な文化財は存在します。

現在、市内には国指定重要文化財1件、千葉県指定文化財4件、白井市指定文化財43件、総計48件の指定文化財があります。これらの文化財は市の宝として未来に伝えましょう。

▷施策(2) 郷土史の発信と継承

1 現 状

郷土資料館では、市民が身近に白井の歴史を学ぶことができるよう、歴史等に関する資料の収集、保管、調査研究を行い、展示や講座等を開催しています。また、歴史を物語る資料である古文書の修補作業も行っています。

古文書の修補にあたっては、平成15年度から「市民学芸スタッフ」※¹育成事業を開始し、市民との協働により取り組んできました。少しでも多くの古文書を未来の子どもに伝えるため、現在保管している約20,000点の古文書のうち、これまで約2,000点を修補してきました。

| 古文書総数 | | | | | |
|----------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 約20,000点 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 |
| スタッフ数 | 13人 | 13人 | 12人 | 10人 | 9人 |
| 古文書修補冊数 | 341点 | 512点 | 371点 | 175点 | 184点 |
| 修補枚数 | 1,558枚 | 1,498枚 | 1,087枚 | 314枚 | 419枚 |
| 稼働日数 | 78日間 | 76日間 | 74日間 | 81日間 | 74日間 |

2 課 題

- ・郷土資料館には年間約14,000人の来館者がありますが、郷土資料館で行われている企画展や講座、体験教室に「興味があるので機会があれば参加したい」という意見がある一方、「何があるのかわからない、情報が得られない」などの意見も寄せられています。市民のニーズを把握し、市の歴史や文化について興味・関心がもてる企画展示や各種講座などを開催し、併せて効果的な情報の発信を行う必要があります。
- ・近年、市民学芸スタッフの高齢化が進んでおり、活動可能なスタッフ数が減少しています。古文書の修補を継続していくために、新たな市民学芸スタッフを育成し、修補技能の継承をしていく必要があります。

※1 古文書を修補するために必要な技能を、育成プログラムなどで習得した市民のこと。

3 主な取り組み

| 事業名 | | 事業概要 |
|----------------|------------|---|
| 郷土資料館展示・教育普及事業 | | 資料館の利用者に対しアンケートによる調査を実施し、利用者の意見を反映させた展示・普及事業を行う。また、市の歴史や文化財に関する情報を発信することにより、市民が市や地域へ興味・関心を持てるようにする。 |
| 事業コード | IV-5-(2)-① | |
| 担当 | 郷土資料館 | |

| 事業名 | | 事業概要 |
|-----------------------|------------|--|
| 市民学芸スタッフ 古文書補修活動事業 | | 市の文化財の一つである古文書を、良好な状態で後世まで守り伝えるため、古文書の修補作業を市民と協働で実施するとともに、修補技能者（市民学芸スタッフ）の育成と修補技能の継承を行う。 |
| 事業コード | IV-5-(2)-② | |
| 担当 | 郷土資料館 | |

| トピックス | 郷土資料館に是非お越しく下さい |
|---|-----------------|
| <p>「郷土資料館」は、新旧住民をつなぐコミュニティの場として、また、都市型生活スタイルの普及で急速に失われて行く伝統的な地域文化を伝える場として、平成6年文化会館、図書館、プラネタリウム館とともに開館しました。</p> <p>市民が郷土に関心をもてるように、白井に関連のある講座を開講するなど、近年は複合施設の強みを活かし、図書館やプラネタリウム館と共催した郷土史講座や展示事業などを開催しています。</p> | |

P3 学校教育3つのプロジェクト

学校教育不変の目標である「学力向上」「体力向上」、そして、これからの学校教育のカギとなる「ICT 推進」の3つ命題に、市内小中学校が共通認識を持ち、共通の課題解決を図るため、それぞれにプロジェクトチームを設置し、その達成を目指す。



P2 教育施設の2つの課題

1 市の公共施設の課題とその対策

白井市は、昭和54年の千葉ニュータウンの街開きを契機に、多くの公共施設やインフラを整備しており、これらの更新費用として、平成29年度から40年間で778億円が必要であると推計され、財源不足額は258億円見込まれるとしています。

その対策としては、「長寿命化によるトータルコストの削減」「総量（床面積）縮減による更新費用の削減」「維持管理費用の削減・歳入確保」を掲げています。

市の建築系公共施設の内、教育系施設は72%を占めており、教育委員会においては、先に掲げた取り組みを踏まえ、建設当初から大きく変化した社会情勢や人口減少などから、将来的な施設の利用方法を検討する必要があります。

2 文化センター及び桜台小学校・中学校の給食あり方の検討

教育委員会では、次の二つの教育施設について、それぞれに「あり方検討委員会」を設置し、今後の施設のあり方を検討することとしています。

文化センターについては、文化会館大ホールの吊り天井の既存不適合を解消する工事、桜台小学校・中学校の自校式給食調理場については、桜台小学校の大規模改修工事が、それぞれ令和7年度に計画されていることから、いずれも令和4年度中に結論を得るよう進めることとしています。

(1) 文化センター

文化センターは、文化会館、図書館、郷土資料館、プラネタリウム館の4館からなる複合施設で、平成6年に開館しました。

現在は、施設・設備の老朽化や、文化会館大ホールの吊り天井が既存不適合の状況にあります。建設当初から大きく変化した社会情勢や市民ニーズを踏まえ、文化センターのあり方を検討します。

(2) 桜台小学校・中学校の自校式学校給食調理場

桜台小学校・中学校の自校式学校給食は、平成6年度の開校当時から同校の児童生徒に給食を提供してきました。現在は、施設・設備の老朽化、学校給食衛生管理基準を満たしていないなどの課題があります。

同校の児童・生徒に継続して、効率的で安全な学校給食を提供するため、同校の給食の提供方法を検討します。

第3章

計画の進捗と進行管理

1 計画の推進体制

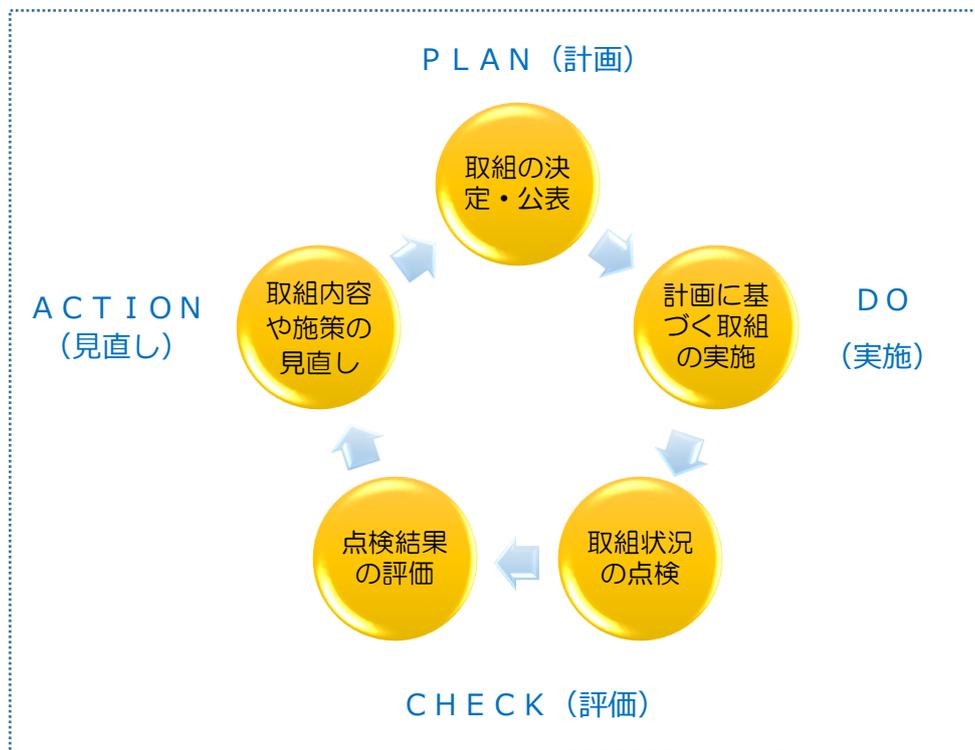
計画の推進にあたっては、学校教育、家庭教育、社会教育、生涯教育と多岐にわたる分野を位置づけているため、教育委員会はもちろんのこと、関係各課とも綿密に連携しながら、横断的に取り組みを進めます。

また、行政だけでなく、様々な分野での関わりが必要であり、学校、地域、関係機関等とも連携・協働し、「オールしろい」により取り組みを進めます。

2 計画の進行管理

本計画の進行状況の管理については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づき、教育委員会の活動状況の点検及び評価の中で、有識者の知見も活用しながら実施し、毎年度その結果を公表します。

なお、点検及び評価は、白井市第5次総合計画後期実施計画の事務事業評価を活用し、計画間の評価の整合を図ります。



3 計画の指標

本計画では、より計画の実施状況を明確にするため、今後5年間に取り組む方針ごとに指標を設定しています。「白井市第5次総合計画後期基本計画及び後期実施計画」に掲載している指標については、○で示しています。

基本方針 I 【学校教育】育てます。未来を生き抜く力

| 方針 | 指標 | 現状値 (基準年) | 目標値 (令和7年度) | 総合計画 に掲載 |
|-----------------|--|--------------------------------|-------------------------------|-------------|
| 1 確かな学力の育成 | 配置した補助教員の配置校 | 14校 (令和2年度) | 14校 (令和7年度) | ○ |
| | 白井市学校生活満足度アンケート(授業) | 小 87.3% 中 82.6% (平成31年度) | 小 90.0% 中 85.0% (令和7年度) | |
| 2 豊かな心の育成 | <全国学力・学習状況調査> 自分には良いところがあると答える児童生徒の割合 | 小 31.3% 中 29.7% (平成31年度) | 小 40.0% 中 30.0% (令和7年度) | |
| | 白井市学校生活満足度アンケート(学級) | 小 87.0% 中 85.2% (平成31年度) | 小 90.0% 中 88.0% (令和7年度) | |
| 3 健やかな体の育成 | 運動能力の割合(やや低い・低い) <千葉県体力・運動能力調査> | 小 22% 中 20% (平成31年度) | 小 15%未満 中 15%未満 (令和7年度) | |
| | 白井市学校生活満足度アンケート(体育) | — | 小 90.0% 中 86.0% (令和7年度) | |
| 4 特別支援教育の推進 | 介助員の配置(必要数割合) | 100% (平成31年度) | 100% (令和7年度) | |
| 5 多様な教育的ニーズへの対応 | 地域人材の活用による学校支援数 | 14校 (令和2年度) | 14校 (令和7年度) | ○ |
| | 補助教員の配置人数(日本語指導) | 100% (令和2年度) | 100% (令和7年度) | ○ |
| 6 学校のICT化 | ICT整備率 | 11.5人/台 (平成31年度) | 1人/台 (令和7年度) | ○ |
| | 授業でのICT活用率(毎日) | 21% (平成31年度) | 100% (令和7年度) | |
| 7 読書活動の推進 | 補助教員の配置人数(読書活動推進) | 14人 (令和2年度) | 14人 (令和7年度) | ○ |
| 8 教職員の育成 | 学校教育3プロジェクト関連研修 | — | 各校各2回以上 (令和7年度) | |
| 9 特色ある学校づくり | コミュニティ・スクールの設置 | — | 2校 (令和7年度) | |
| 10 安全・安心な学校づくり | 音楽室など特別教室のエアコン設置 | 32% (令和2年度) | 100% (令和7年度) | |

※基準値「—」は現在未実施で、今後実施予定のもの。

基本方針Ⅱ 【家庭教育】支えます。子どもの笑顔

| 方針 | 指標 | 現状値 (基準年) | 目標値 (令和7年度) | 総合計画 に掲載 |
|--------------|-------------|--------------|----------------|-------------|
| 1 子育ての悩みへの支援 | 家庭教育通信の発行回数 | 2回(平成31年度) | 2回(令和7年度) | ○ |
| 2 子育ての学びへの支援 | 家庭教育講座の開催数 | 16回(平成31年度) | 19回(令和7年度) | ○ |

基本方針Ⅲ 【社会教育】結びます。人と地域と学び

| 方針 | 指標 | 現状値 (基準年) | 目標値 (令和7年度) | 総合計画 に掲載 |
|----------------|--------------|----------------|----------------|-------------|
| 1 学びの拠点づくり | 多種多様な学習講座の開催 | 5施設89回(平成31年度) | 5施設95回(令和7年度) | |
| 2 人と地域を結び学びづくり | 地域交流の場の提供 | 5施設12回(平成31年度) | 5施設15回(令和7年度) | |

基本方針Ⅳ 【生涯学習】応援します。みんなの学び

| 方針 | 指標 | 現状値 (基準年) | 目標値 (令和7年度) | 後期計画 に掲載 |
|------------------|-------------------------|---------------|----------------|-------------|
| 1 子どもの放課後の学びづくり | 放課後子ども教室開設数 | 2校(令和2年度) | 6校(令和7年度) | ○ |
| 2 生涯学習の推進 | ボランティア、市民活動へ実践意欲をもつ人の割合 | 66%(平成31年度) | 80%(令和7年度) | ○ |
| | 図書館レファレンス(資料案内・参考調査)数 | 4149件(平成31年度) | 4330件(令和7年度) | |
| 3 スポーツの推進 | 総合型地域スポーツ運営支援団体数 | 5団体(令和2年度) | 5団体(令和7年度) | ○ |
| 4 文化・芸術の振興 | 白井市民文化祭来場・閲覧者数 | 8.3千人(平成31年度) | 8.5千人(令和7年度) | |
| | 自主事業の年間実施回数 | 3回(平成31年度) | 3回(令和7年度) | |
| 5 歴史・文化財の保護・情報発信 | 指定文化財指定件数 | 48件(令和2年度) | 50件(令和7年度) | |
| | 市民学芸スタッフの活動人数 | 6人(令和2年度) | 10人(令和7年度) | |

第4章

計画に込められた思い

「白井の教育」に対する思い、お考え、ご要望など、いろいろな立場の方や市民を代表する皆さんの声を掲載

市長

教育委員

教育部長

校長会長

教頭会長

教諭代表

市 PTA 連絡協議会会長

生涯学習関係団体代表

文化センター関係団体代表

・・・等

第1章

前提

第2章

方針

I

1

2

3

4

5

6

7

8

9

10

II

1

2

III

1

2

IV

1

2

3

4

5

P3

P2

第3章

推進

第4章

思い

第1章

前提

第2章

方針

I

1

2

3

4

5

6

7

8

9

10

II

1

2

III

1

2

IV

1

2

3

4

5

P3

P2

第3章

推進

第4章

思い

資 料

1 計画策定の経過

| 年 | 月 日 | 項目内容 |
|----------|-----------------------|---|
| 平成 31 年度 | 2 月 | 教育振興基本計画策定方針制定 |
| 令和元年度 | 4 月 23 日 | 平成 31 年度第 1 回白井市教育振興基本計画策定本部会 ・教育振興基本計画の策定方法及び策定スケジュールについて |
| | 6 月 18 日 | 平成 31 年度第 1 回白井市教育振興基本計画作業部会 ・教育振興基本計画の策定方法及び策定スケジュールについて |
| | 7 月 16 日 | 平成 31 年度第 1 回白井市文化会館運営協議会 ・教育振興基本計画について |
| | 9 月 3 日 | 平成 31 年度第 1 回白井市スポーツ推進委員会 ・教育振興基本計画について |
| | 9 月 13 日 | 平成 31 年度第 1 回白井市文化財審議会 ・教育振興基本計画について |
| | 10 月 3 日 | 平成 31 年度第 2 回白井市教育振興基本計画策定本部会 ・第 5 次総合計画後期基本計画との整合性について |
| | 10 月 3 日 | 平成 31 年度第 2 回白井市文化会館運営協議会 ・教育振興基本計画について |
| | 12 月 5 日 | 平成 31 年度第 3 回白井市教育振興基本計画策定本部会 ・教育大綱の重点施策について |
| | 12 月 18 日 | 平成 31 年度第 2 回白井市教育振興基本計画作業部会 ・教育振興基本計画の現状と課題等について |
| | 1 月 8 日 | 平成 31 年度第 4 回白井市教育振興基本計画策定本部会 ・教育振興基本計画の施策について |
| | 1 月 17 日 | 平成 31 年度第 1 回白井市生涯学習推進委員会 ・教育振興基本計画について |
| | 1 月 30 日 | 平成 31 年度第 2 回白井市プラネタリウム館運営協議会 ・教育振興基本計画について |
| | 2 月 6 日 | 平成 31 年度第 5 回白井市教育振興基本計画策定本部会 ・教育振興基本計画の体系について |
| | 2 月 6 日 | 平成 31 年度第 3 回白井市文化会館運営協議会 文化、芸術に関するアンケート結果について |
| | 2 月 7 日 | 平成 31 年度第 2 回白井市郷土資料館運営協議会 ・教育振興基本計画について |
| | 2 月 13 日 | 平成 31 年度第 2 回白井市文化財審議会 ・教育振興基本計画について |
| | 2 月 27 日 | 平成 31 年度第 3 回白井市立図書館協議会 ・教育振興基本計画について |
| | 1 月 29 日 ~3 月 26 日 | 各課ヒアリング調査 |

| 年 | 月 日 | 項目内容 |
|-------|--|--|
| 令和2年度 | 4月 2日 | 令和2年度第1回白井市教育振興基本計画策定本部会 ・教育振興基本計画の施策の体系・展開について |
| | 5月 1日 | 令和2年度第2回白井市教育振興基本計画策定本部会 ・教育振興基本計画の施策の体系・展開について |
| | 5月27日 | 令和2年第5回白井市教育委員会定例会 ・教育振興基本計画について（協議） |
| | 6月 4日 | 令和2年度第3回白井市教育振興基本計画策定本部会 ・教育振興基本計画の施策の体系・展開について |
| | 6月11日 | 令和2年度第1回白井市教育振興基本計画作業部会 ・教育振興基本計画の施策の体系・展開について |
| | 7月 6日 | 令和2年第7回白井市教育委員会定例会 ・教育振興基本計画について（協議） |
| | 7月16日 | 令和2年度第1回白井市プラネタリウム館運営協議会 ・教育振興基本計画について |
| | 7月31日 | 令和2年度第1回白井市郷土資料館運営協議会 ・教育振興基本計画について |
| | 8月 3日 | 校長会 ・教育振興基本計画について |
| | 8月 4日 | 令和2年第8回5月 1日白井市教育委員会定例会 ・教育振興基本計画について（協議） |
| | 8月 5日 | 教頭会 ・教育振興基本計画について |
| | 8月 7日 | 令和2年度第1回白井市生涯学習推進委員会（書面開催） ・教育振興基本計画について |
| | 8月19日 | 令和2年度第1回白井市文化財審議会 ・教育振興基本計画について |
| | 8月21日 | 令和2年度第1回白井市スポーツ推進委員会（書面開催） ・教育振興基本計画について |
| | 8月26日 | 令和2年度第1回白井市文化会館運営協議会 ・教育振興基本計画について |
| | 9月 3日 | 令和2年度第4回白井市教育振興基本計画策定本部会 ・教育振興基本計画施策の展開について |
| | 10月 2日 | PTA連絡協議会意見聴取（書面） ・教育振興基本計画について |
| | 12月 7日 | 令和2年度第2回白井市生涯学習推進委員会 ・教育振興基本計画について |
| | 12月11日 | 令和2年第12回白井市教育委員会定例会 ・教育振興基本計画（素案）について（協議） |
| | 1月 5日 | 令和3年第1回白井市教育委員会定例会 ・教育振興基本計画（素案）について（協議） |
| | 1月 6日 ～1月20日 | パブリックコメント |
| 2月 2日 | 令和3年第1回白井市教育委員会定例会 ・教育振興基本計画（案）について | |

2 資料等

白井市教育振興基本計画

令和3年度－令和7年度

令和3年4月

発行：白井市教育委員会

〒270-1492 千葉県白井市復 1123

TEL 047-492-1111

FAX 047-491-3510

e-mail: kyouiku-soumu@city.shiroi.chiba.jp

ホームページ： <http://www.city.shiroi.chiba.jp/>